

第3章 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には町が当たり、県が、町を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、町の対応能力を超え、県の支援を受けてもなお不足するような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急救容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第1 気象警報等の伝達

気象業務法（昭和27年法律第165号）等関係法令に基づき発表される注意報・警報並びに地震情報等の町への迅速かつ正確な通報・伝達体制等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 伝達体制の整備

(1) 体制の整備

町は、気象警報等の受信、伝達が迅速かつ的確に行われるよう、町内における体制を常時整備しておくものとする。

(2) 伝達責任者

町長は、気象警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、総務課長を伝達責任者に定めるものとする。

ア 勤務時間中においては、伝達責任者として総務課長が必要に応じて町長に連絡するものとする。

イ 勤務時間外、休日においては、気象警報等を受領した日直・当直者等が総務課長に直ちに報告し、総務課長は町長に連絡するものとする。

2 気象警報等

(1) 気象警報等の種類

前橋地方気象台が発表する気象警報等の種類は、次表のとおりである。

板倉町の警報・注意報発表基準については、【資料編】警報・注意報発表基準一覧表のとおりである。

種 類		概 要
注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生されるおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により被災が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生されるおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により被害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象注意報に含めて行い、地面現象注意報の表題は

		用いない。	
	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象注意報に含めて行い、浸水注意報の表題はもちいない。	
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	
警 報	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
		大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
		大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて行い、地面現象警報の表題は用いない。	
	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて行い、浸水警報の表題は用いない。	
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。	

※【資料編】警報・注意報発表基準一覧表

(2) 警報・注意報の発表区域

前橋地方気象台は、警報・注意報の発表区域について、二次細分区域である市町村ごととしている。

板倉町は、「二次細分区域」によると「板倉町」、「市町村等をまとめた地域」によると「伊勢崎・太田地域」に属する。

【資料編】群馬県の警報・注意報発表区域図

(3) 全般気象情報、関東地方気象情報、群馬県気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に気象庁予報部もしくは前橋地方気象台が発表する。

ア 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として前橋地方気象台が発表する（1時間に100mm以上の激しい雨を観測・解析した場合）。

イ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、前橋地方気象台が発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

ウ 災害時気象支援資料

前橋地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

エ 火災警報

町は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合は、火災警報を発表するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

(4) 消防法に基づく火災気象通報

ア 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理室）に通報するものとする。

イ 火災気象通報を行う場合の基準は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

- a 実効湿度が50%以下で、最小湿度が25%以下になる見込みのとき（乾燥注意報の発表基準と同じ。）。
- b 平均風速が13m/s以上吹く見込みのとき（強風注意報の発表基準と同じ。ただし、降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは、通報しないことがある。）。
- c 実効湿度が60%以下で、最小湿度が35%以下となり、平均風速が8m/s以上になる見込みのとき。

(5) 洪水予報の種類と発表基準

ア 利根川上流部・渡良瀬川下流部・渡良瀬川上流部洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。

利根川上流部及び渡良瀬川下流部については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が、渡良瀬川上流部については、渡良瀬川河川事務所と前橋地方気象台・宇都宮地方気象台が共同で下表の標題により発表する。

a 指定河川洪水予報

種類	標題	発表基準
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備情報等の発令の判断の参考とする。
洪水警報	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。 いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。
	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

b 洪水予報の基準水位

(単位：m)

予報 区域名	河川名	基準観 測所名	所在地	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
利根川 上流部	利根川	八斗島	伊勢崎市 八斗島町	左岸 181.45 k	0.80	1.90	4.50	4.90	5.28
		栗橋	埼玉県 久喜市 栗橋	右岸 130.39 k	2.70	5.00	8.00	8.50	9.90
渡良瀬川 下流部	渡良瀬川	足利	栃木県 足利市 通4丁目	左岸 35.66 k	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54
		古河	茨城県 古河市 桜町	左岸 3.58 k	2.70	4.70	8.40	8.90	9.72
渡良瀬川 上流部	渡良瀬川	高津戸	みどり市 大間々町 大間々	左岸 55.94 k	2.20	3.30	4.30	5.00	8.54

(6) 水防警報の種類及び発表基準

水防法第16条第1項の規定に基づいて国土交通大臣（利根川上流河川事務所長・渡良瀬川河川事務所長）及び知事（館林土木事務所長）は、洪水による災害の発生が予想される場合においては、次の基準により水防警報を発表する。

- 利根川上流部、渡良瀬川下流部：利根川上流河川事務所
- 渡良瀬川上流部：渡良瀬川河川事務所
- 谷田川：館林土木事務所

種類	内容	発表基準
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが水防活動をやめることができない旨を警告するもの	【国土大臣】 気象予報、警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認めるとき。
		【知事】 気象予報、警報等あるいは、河川の状況により、特に必要と認めるとき。または、水防団待機水位に達し、さらに水位上昇のおそれがあるとき。または、はん濫注意水位以下に下降したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	【国土大臣】【知事】 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	【国土大臣】 洪水注意報等により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
		【知事】 洪水注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警戒するもの	【国土大臣】【知事】 洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を超え災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	【国土大臣】 はん濫注意水位以下に下降したとき、またははんらん注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
		【知事】 水防団待機水位以下に下降したとき、または、水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

イ 水防警報又は水位情報の通知及び周知

水防法第13条第1項及び第2項の規定に基づき、国土交通大臣及び知事が指定

した河川（以下「水位周知河川」という。）について、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位等を示して国土交通大臣（利根川上流河川事務所・渡良瀬川河川事務所）及び知事（館林土木事務所）は、町に通知する。

○水防警報

利根川（川俣）、渡良瀬川（古河）：利根川上流河川事務所

渡良瀬川（足利）：渡良瀬川河川事務所

谷田川（藤の木橋）：館林土木事務所

○水位情報の通知及び周知

矢場川・多々良川（足利）：渡良瀬川河川事務所

水防警報と水位到達情報の通知の対象となる基準観測所（国・県）

水系名	通知者	河川名	基準観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
利根川	国	利根川	川俣	1.60	3.20	-	-	7.46
		渡良瀬川	古河	2.70	4.70	8.40	8.90	9.72
			足利	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54
	県	谷田川	藤の木橋	2.70	3.20	4.00	4.17	-

水位情報の通知の対象となる基準観測所（国）

水系名	通知者	河川名	基準観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
利根川	国	矢場川・多々良川	足利	3.00	3.30	4.70	5.40	6.54

水防団待機水位・・・出水時にその水位状況を関係者に通報し、水防活動に入る準備を行うための指標となる水位のことをいう。

はん濫注意水位・・・水害に備えて警戒にあたるための指標となる水位、また、水防団が出動あるいは出動の準備等にあたるための指標となる水位のことをいう。

避難判断水位・・・町長が避難勧告等を発令する目安、住民が避難することを判断するための指標となる水位をいう。

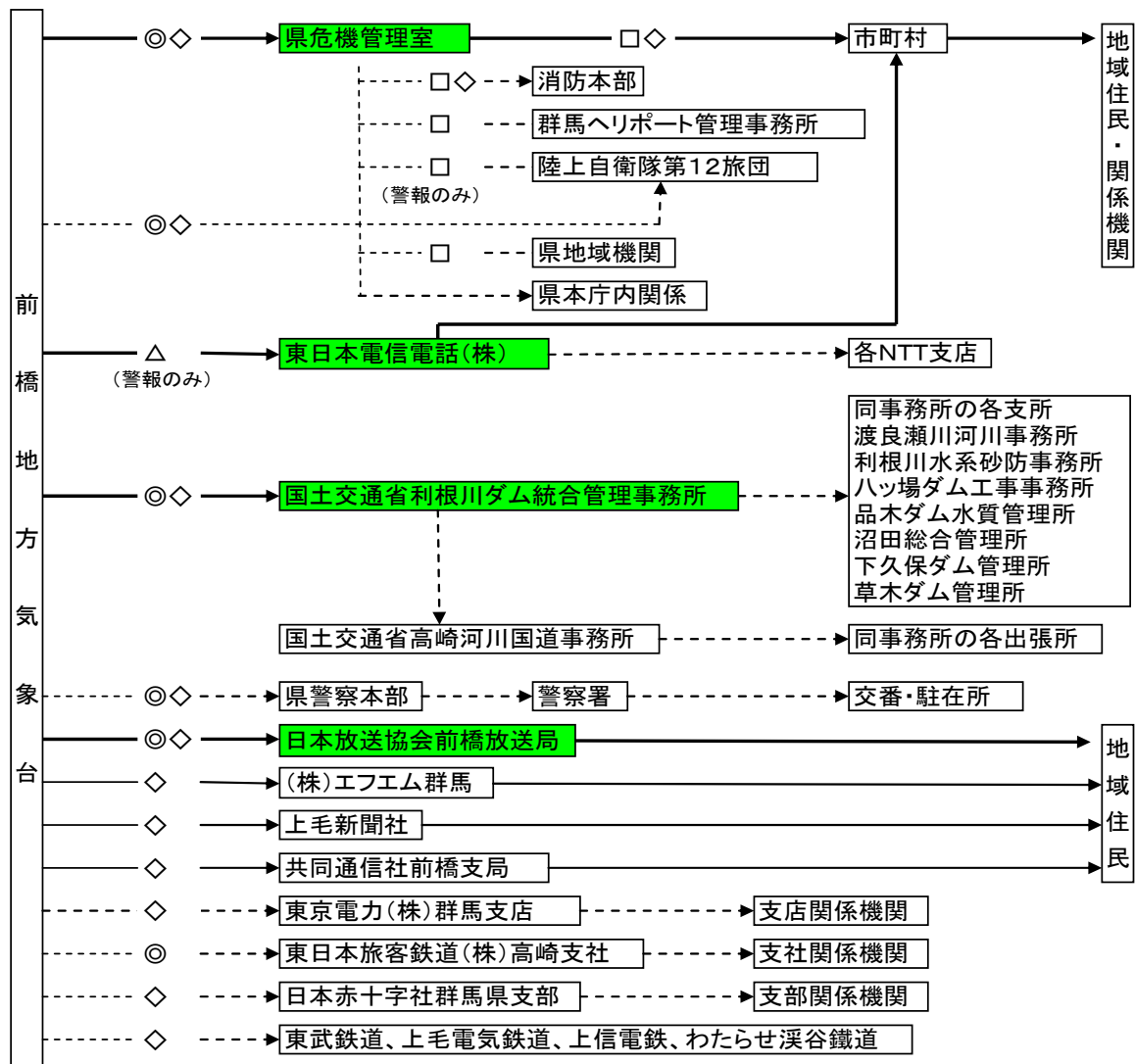
はん濫危険水位・・・洪水によりはん濫の起こるおそれがある水位のことをいう。

計画高水位・・・計画した流量を安全に流過させようように決めた水位のことをいう。

3 気象注意報・警報等の通報伝達系統

(1) 伝達系統図

前橋地方気象台からの気象情報の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



- 凡例
- 気象業務法又は災害対策基本法に基づく伝達系統
 - 気象業務法に基づき公衆に周知するための伝達系統
 - 機関相互の合意等に基づく伝達系統
 - 気象業務法に基づき気象庁から警報等の伝達を受ける機関
 - ◎ 防災情報提供システム（専用線）
 - △ 専用回線
 - 県防情報通信ネットワーク
 - ◇ 防災情報提供システム（インターネット）：補助伝達手段^(注)
- (注) 地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用としたシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

(2) 町における措置

町は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又はテレビ、ラジオ放送などにより警報等が発せられていることを知ったときは、次の措置等その対策を速やかに実施するものとする。

- ア 県出先機関等と緊密に連絡をとるほか、テレビ、ラジオ放送には特に注意し、適切な情報の把握に努め、その対策に万全を期するものとする。
- イ 県（危機管理室）から火災気象通報の伝達を受けたときは、消防本部と密接な情報交換を行い、その地域の条件を考慮のうえ火災警報を発令するものとする。
- ウ 警報等を住民及び関係者に徹底するにあたり、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置についても警告するものとする。
- エ 警報等を住民及び関係者に周知するに当たっては、速やかに行うものとする。その際、災害時要援護者に確実に伝達するよう配慮するものとする。

(3) 勤務時間外における通報伝達

勤務時間外に通報伝達される警報、地震情報及び火災気象通報等の通報伝達は、本章第3節第4「職員の非常招集」2「本部職員の動員伝達」の定めるところによる。

4 異常現象発見時の措置

災害対策基本法に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町又は警察官に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

警察官は異常現象を発見し、又は通報を受けた場合は、速やかに町に通報するものとする。

(3) 町の通報

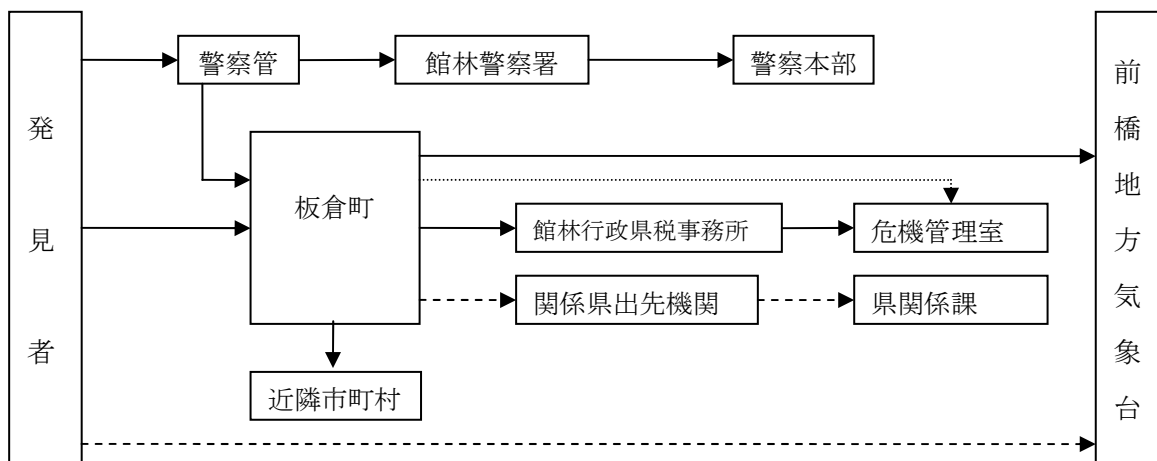
前記（1）及び（2）等により異常現象を承知した町は、直ちに次の機関に通報又は連絡するものとする。

- ア 前橋地方気象台
- イ 県（危機管理室）、館林行政県税事務所その他異常現象に関係のある県関係機関
- ウ 必要に応じ異常現象に関係のある近隣市町村

(4) 通報を要する異常現象

- ア 著しく異常な気象現象
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等
- イ 火山現象

- 噴火、鳴動、降灰、噴気、噴煙の顕著な異常変化
 ウ その他異常現象
 堤防浸透による漏水等
 (5) 異常現象の通報系統
 通報系統は、次のとおりである。



第2 避難誘導

避難誘導に係る計画は次のとおりとする。

緊急時に際し、危険区域にある住民を安全区域に避難させるため、町は適切な避難勧告・指示を行うとともに、必要により避難所を開設し、管理運営にあたるものとする。

1 避難の勧告・指示

(1) 避難勧告等の基準

避難勧告等の基準は、下表のとおりである。

判断にあたっては、「水害における避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を基に、災害が予想される現場からの巡視報告や今後の気象予想等を考慮した上で、また、避難経路等の状況から妥当性を検討し、総合的に判断するものとする。

ア 洪水予報指定河川（利根川上流部、渡良瀬川下流部、渡良瀬川上流部）

種別	発令基準
避難準備情報 (要援護者避難)	1 藤の木橋水位観測所の水位がはん濫注意水位に達し（「はん濫注意情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合。 2 町に洪水警報が発表された場合。 3 河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合。
避難勧告	1 各水位観測所の水位が避難判断水位に達し（「はん濫警戒情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合。 2 河川管理施設等（堤防）の異常を確認した場合。

	3 水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合。
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害が発生したとき。 2 各水位観測所の水位がはん濫危険水位に達し（「はん濫危険情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合。 3 河川管理施設等の大規模な異常（堤防の決壊や越水）を確認し（「はん濫発生情報」が発表）、住家等に被害を及ぼす可能性が大きい場合。 4 河川の水位が護岸に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。

イ 水位周知河川（谷田川）

種 別	発 令 基 準
避難準備情報 (要援護者避難)	<ol style="list-style-type: none"> 1 藤の木橋水位観測所の水位がはん濫注意水位（3.20m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 2 町に洪水警報が発表された場合。 3 河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 藤の木橋水位観測所の水位が避難判断水位（4.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 2 河川管理施設等（堤防）の異常を確認した場合。 3 水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合。
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害が発生したとき。 2 藤の木橋水位観測所の水位がはん濫危険水位（4.17m）に到達した場合。 3 河川管理施設等の大規模な異常（堤防の決壊や越水）を確認し（「はん濫発生情報」が発表）、住家等に被害を及ぼす可能性が大きい場合。 4 河川の水位が護岸に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 5 町内の排水機場の排水ポンプが停止した場合

ウ 谷田川流域内水はん濫

種 別	発 令 基 準
避難準備情報 (要援護者避難)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難を伴うような浸水になると予想される場合。 または、藤の木橋水位観測所の水位がはん濫注意水位（3.20m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 2 町に「大雨警報（浸水害）」が発表された場合。 3 道路冠水になると予想された場合。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全のため早めの避難が必要と予想される場合。 または、藤の木橋水位観測所の水位が避難判断水位（4.00m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合。 2 町に「大雨警報（浸水害）」が発表され、浸水被害になると予想される場合。

避難指示	<p>1 被害が発生したとき。</p> <p>2 町内の排水機場の排水ポンプが停止した場合</p>
------	---

(2) 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。

なお、明示するにあたっては、災害時要援護者に配慮した簡潔にして要領を得た指示を行うものとする。

- ア 避難対象地域名
- イ 避難先
- ウ 避難の指示又は勧告の理由
- エ 避難時の服装、携行品
- オ その他必要事項（災害危険箇所の存在等）

(3) 周知方法

避難の勧告又は指示をした場合は、おおむね次の方法により当該地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

- ア 口頭又は拡声機による伝達
関係者により直接口頭又は拡声機によって当該地域住民に伝達、周知する。
- イ 広報車による伝達
町所有の広報車又は必要により消防機関の広報車や警察のパトカーの出動を要請し、関係地域を巡回して伝達、周知する。
- ウ 警鐘、サイレンによる伝達
警鐘、サイレンを鳴らして伝達、周知する。
- エ テレホンサービスによる伝達
テレホンサービスに録音し、周知する。
- オ メール配信による伝達
町のメール配信により事前登録者へ文字情報としてメールを配信し、伝達、周知する。
通信事業者のエリアメールを通じて、伝達、周知する。
- カ 自主防災組織（行政区）による伝達
当該区域の区長を通じて住民に伝達、周知する。
- キ 使走による戸別訪問
その他前記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風の場合には、使走の派遣又は警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知する。
- ク テレビ・ラジオ等の放送機関による周知
放送機関へ協力を要請し、放送を通じて周知する。

- (4) 避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示の周知
避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を行った場合には、当該地域の住民等と同様に関係機関に通知又は連絡するものとする。
- ア 県への報告
避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を行った場合には、館林行政県税事務所を経由して県に報告する。
- イ 施設管理者への連絡
避難所として指定している学校、公民館等の施設の管理者に対し、速やかに連絡し開設準備等を求める。
- ウ 警察、消防機関等への連絡
避難住民の誘導、整理のため、警察等の関係機関に指示・勧告の内容を伝えるとともに協力を求める。
- エ 近隣市町村への連絡
災害の状況により、避難者が近隣市町村内へ避難する場合もあるため、近隣市町村にその旨を連絡し、協力を求めるものとする。

2 避難の方法

- (1) 避難誘導の方法
避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、災害時要援護者の避難にも十分配慮するものとする。
- ア 避難誘導は、町職員のほか、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行い、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとする。
- イ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期する。また、夜間においては可能な限り照明器具等を使用して避難中の事故防止に努める。
- ウ 避難立退きにあたっては、災害時要援護者を優先して行う。
- エ 避難は、原則として徒歩によるものとするが、状況により高齢者、障がい者、乳幼児、病人又は歩行困難者は、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (2) 避難時の留意事項
避難にあたり次の事項を住民に周知徹底するものとする。
- ア 戸締り、火気及び電気ブレーカーの始末を完全にすること。
- イ 携行品は必要最少限度のものにすること。
- ウ 服装はなるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。
- エ 原則として徒歩によるものとし、車での避難は極力避けるよう指導すること。
- (3) 避難終了後の確認
ア 避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告、指示を発した地域に対しては、

避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。

イ 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡する等、必要な措置をとる。

3 警戒区域の設定

警戒区域の設定は次のとおりであるが、町は警戒区域を設定したときは、速やかに館林行政県税事務所、館林警察署、館林地区消防組合等関係機関に連絡するものとする。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法令
町長	災害全般	町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策の従事者以外の者に対して当該地域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるものとする。	災害対策基本法第63条第1項
警察官 自衛官	〃	警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（警察官等がその場にはいない場合）は、町職員が現場にいない場合又は町長から要求があった場合は、警戒区域の設定及び当該地域への立入の制限・禁止、退去命令を行うことができる。 なお、その場合は、直ちに町に通知しなければならない。	災害対策基本法第63条第2項、第3項
知事	〃	知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域の設定権に基づいて実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。	災害対策基本法第73条第1項

第2節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1 災害情報の収集・連絡

町は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報（以下この節において「災害情報」という。）を迅速に収集しなければならない。その際、次のことに留意するものとする。

- (1) 情報の収集に当たっては、住民の生命・身体に係る情報を優先的に収集する。
- (2) 情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないため、報告する際は、情報源を示して報告する。
- (3) 災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な情報を報告する。

1 被害報告等取扱責任者

町長は、総務課長を被害報告取扱責任者とし、関係機関へ被害報告等を迅速かつ的確に処理させるものとする。

2 被害等の調査

(1) 調査方法

ア 被害状況等の調査は、次のとおり関係機関及び団体の協力、応援を得て実施するものとする。

被害調査事項	協力応援機関・団体
人的被害	館林警察署、板倉消防署、板倉消防団
住家等一般被害	区長会、板倉消防署、板倉消防団
医療関係被害	館林市邑楽郡医師会
防疫、衛生関係被害	館林保健福祉事務所
農業関係被害	邑楽館林農業協同組合、東部農業事務所
商工業関係被害	板倉町商工会
土木施設関係被害	板倉町建設業者、館林土木事務所
上下水道施設関係被害	板倉町指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店
町有財産関係被害	—

社会福祉関係被害	各施設の長
教育施設等関係被害	各施設の長、県教育委員会
火災・災害情報	板倉消防署、板倉消防団

イ 各区長又は消防団の各分団長は、当該地区の被害状況を地域住民の協力を得て迅速かつ的確に把握し、町に報告するものとする。

ウ 町は、板倉郵便局との「災害時における相互協力に関する覚書」に基づき、郵便局員から町内の被災状況等の情報を収集する。

エ 前記アからウまで等により収集した被害情報は総務課長に集約し、総務課長は町長に報告する。

※【資料編】災害に関する協定等一覧

(2) 調査上の留意点

ア 被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱漏重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

3 報告の種別

町は、町内の被害状況等について、次により報告するものとする。

(1) 災害対策基本法に基づく報告

ア 災害概況即報

異常現象発見者からの通報等によ被災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内に「災害概況即報」（様式1）により館林行政県税事務所に、電話等により速やかに通報するとともに関係機関に連絡するものとする。なお、館林行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理室に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

イ 被害状況即報

災害発生報告後、被害状況等が判明したものから逐次「被害状況即報」（様式2）及び「被害状況即報続紙」（様式3）により報告する。

なお、報告の頻度は、次による。

a 第1報は、被害状況を確認次第報告

b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

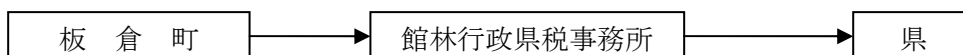
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

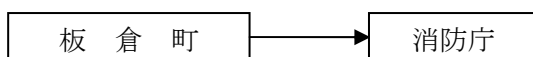
ウ 災害確定報告

応急対策が終了した後10日以内に、「災害確定報告」（様式4）及び「災害確定報告続紙」（様式5）により館林行政県税事務所長に文書で報告するものとする。

- (2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡
町は、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。
- (3) 被害報告系統
ア 県への被害報告は、通常は次のとおりである。



- イ 被災等により県に報告することができない場合には、直接消防庁に報告する。
なお、この場合、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告する。



消防庁「応急対策室」(平日 9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49101~49102、FAX 048-500-90-49036

4 被害程度の認定基準

前記3「報告の種別」により、報告するにあたっての「被害程度の認定基準」は、別表のとおりである。

別表（※記入要領）

被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者をいう。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者をいう。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものをいう。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものをいう。
- (5) 重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるものをいう。
- (3) 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるものをいう。
- (4) 「一部破損」とは、全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるものをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、

土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。

3 非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものをいう。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、町立保育所等の公用又は公共の用に供する建物をいう。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物をいう。

(4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

(1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものをいう。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものをいう。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものをいう。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋をいう。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸をいう。

(8) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸をいう。

(9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設をいう。

(10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。

(11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。

(12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数をいう。

(13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数をい

う。

- (14) 「水道」とは、上水道及び簡易水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数をいう。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
- (17) 「被災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯をいう。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「被災者」とは、被災世帯の構成員をいう。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設をいう。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等をいう。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等をいう。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をいう。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害をいう。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害をいう。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害をいう。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害をいう。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等をいう。

様式1

災害概況即報	報告日時	年 月 日
	報告機関	
	報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の概況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(県)			(市町村)				

(注) 第1報については、原則として、知覚後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等を記入すればたりること。)

様式2

被害状況即報

報告機関				区 分		被 害		
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流出・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名				畑	流出・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名				文教施設		箇所		
区 分		被 害		病院		箇所		
人的被害	死 者	人		道路		箇所		
	行方不明者	人		橋りょう		箇所		
	負傷者	重傷	人	河川		箇所		
		軽傷	人	砂防		箇所		
住家被害	全 壊	棟		その他	清掃施設	箇所		
		世帯			崖くずれ	箇所		
		人			鉄道不通	箇所		
	半 壊	棟			被害船舶	箇所		
		世帯			水道	戸		
		人			電話	回線		
	一部破損	棟			電気	戸		
		世帯			ガス	戸		
		人			ブロック塀等	箇所		
	床上浸水	棟			被災世帯数		世帯	
		世帯			被災者数		人	
		人			火災発生	建物	件	
非住家	公共建物	棟		危険物	件			
	その他	棟		その他	件			

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	県			
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農産被害	千円		災害救助法適用市町村名	計 団体			
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						消防職員出動延人数
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	<p>災害発生場所</p> <p>災害発生年月日</p> <p>災害の種類概況</p> <p>消防機関の活動状況</p> <p>応急対策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 							

※被害額は省略することができる。

様式3

被害状況即報続紙

市町村名		第 報続紙 月 日 時現在
被害の区分	被害発生地区	数(名称)
応急対策の実施状況	救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他	

様式4

災害確定報告

報告機関				区 分		被 害		
災 害 名	・	確 定 日	月 日 時 確定	田	流出・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報 告 者 名					畑	流出・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
区 分		被 害			病院		箇所	
人的被害	死 者	人			道路		箇所	
	行方不明者	人			橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人		河川		箇所	
		軽傷	人		砂防		箇所	
住家被害	全 壊	棟		その他	清掃施設		箇所	
		世帯			崖くずれ		箇所	
		人			鉄道不通		箇所	
	半 壊	棟			被害船舶		箇所	
		世帯			水道		戸	
		人			電話		回線	
	一部破損	棟			電気		戸	
		世帯			ガス		戸	
		人			ブロック塀等		箇所	
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟		被災世帯数		世帯			
	世帯		被災者数		人			
	人							
非住家	公共建物	棟		火災発生	建物		件	
					危険物		件	
					その他		件	

区 分		被 害	県災害対策本部	名称						
公立文教施設	千円			設置	月	日	時			
農林水産業施設	千円				廃止	月	日	時		
公共土木施設	千円		災害対策本部 設置市 町村名							
その他の公共施設	千円									
小 計	千円									
公共施設被害市町村数	団体		計	団体						
そ の 他	農産被害	千円		災害救助法適用市町村名						
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円								
	商工被害	千円								
								計	団体	
	その他	千円						消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人						
備 考	災害発生場所									
	災害発生年月日									
	被被害の概況									
	消防機関の活動状況									
	その他（避難の勧告									

様式5

災害確定報告続紙

市町村名	第 報続紙 月 日 時現在	
被害の区分	被害発生地区	数（名称）

第2 通信手段の確保

災害発生時における被災状況の把握や被災者救助活動等の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集伝達手段の確保が重要である。このため町及びその他の防災関係機関は、各種の有線・無線等の通信手段を有効に活用し効果的な運用を図るものとする。

1 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

(1) 通信施設の現況

本町の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

ア 県防災行政無線

- a 県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。
- b 町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

イ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(2) 一般加入電話回線の優先利用

防災関係機関は、一般加入電話について、必要に応じ、NTT電話サービス契約約款に基づく「緊急扱い通話」又は「非常扱い通話」を利用するものとする。ただし、これらの通話は、原則として、あらかじめ登録された災害時優先電話から申し込むものとする。

この場合の手続きは、「102」でオペレータを呼び出し、次表の内容及び相手先の電話番号を伝えて回線の接続を依頼する。

ア 緊急扱い通話（一般通話より優先される。）

通 話 内 容	通 話 機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常通話を取り扱う機関相互間 (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	「電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準」に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の住民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関相互間

イ 非常扱い通話（緊急扱い通話より優先される。）

通 話 内 容	通 話 機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する緊急を要する事項	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	(1) 水防機関相互間 (2) 消防機関相互間 (3) 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	(1) 消防機関相互間 (2) 災害救助機関相互間 (3) 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 防衛機関相互間 (3) 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、前各欄に掲げる機関との間

【資料編】災害時優先電話一覧、群馬県防災行政無線

(4) 他機関の通信設備の利用

災害により有線通信が途絶し、又は災害に関する要請、伝達及び応急措置の実施のため、緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条又は同法第 79 条の規定に基づき、通信の確保を図るものとする。

町及び近隣地域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

- ア 警察無線.....館林警察署
 - イ 消防無線.....板倉消防署
 - ウ NTT無線.....NTT群馬支店
- (5) 非常通信の確保
- 災害により有線通信等による通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づき非常通信の確保を図るものとする。
- ア 非常通信の発受
非常通信の発受は、無線局をもった者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行うものとする。
 - イ 発信依頼要請
発信依頼は次の要領で発信を希望する通信文を電報頼信紙（なければ適宜の用紙で可）に記載し、依頼先の無線局に持参する。
 - a 冒頭に「非常」と朱書きする。
 - b あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。
 - c 本文を200字以内で記載する。（濁点、半濁点は字数に数えない。）
 - d 末尾に発信者の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。
 - e 災害時優先電話の利用
- (6) アマチュア無線の協力要請
- 災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、町の情報連絡体制を補完するため、町内及び近隣アマチュア無線局に協力を求め、通信の確保を図るものとする。
- (7) すべての通信が途絶した場合の措置
- 災害によりすべての通信が途絶した場合には、防災機関までの連絡、災害現場等への指示などは、被災状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により使者を派遣して通信を確保する。

第3節 活動体制の確立

町は、災害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、県その他関係機関と連携の上、応急対策の活動体制を迅速に確立する。

第1 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の発生を防ぎよし、又は災害の

拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

1 板倉町災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、町長は災害対策基本法第23条第2項の規定に基づき、板倉町災害対策本部を設置する。

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

- a 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される見込みがあるとき。
- b 次の場合で町長が必要と認めたとき。
 - ① 気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合
 - ② 気象警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響から見て、その対応について町長による指揮が望ましい場合

イ 廃止基準

災害のおそれがなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、「板倉町役場」内に設置する。なお、役場が被災するか、又はそのおそれのある場合は、「板倉町中央公民館」内に本部を設置するとともに、速やかにその旨を防災関係機関に連絡するものとする。

※【資料編】防災中枢機能一覧

2 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することは困難である。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、おおむね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ① 通信手段の確保
- ② 被害情報の収集、連絡
- ③ 負傷者の救出・救護体制の確立
- ④ 医療活動体制の確立
- ⑤ 交通確保・緊急輸送活動の確立

- ⑥ 避難収容活動
- ⑦ 食料、飲料水、応急給水、生活必需品の供給
- ⑧ ライフラインの応急復旧
- ⑨ 保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑩ 社会秩序の維持
- ⑪ 公共施設・設備の応急復旧
- ⑫ 災害広報活動（随時）
- ⑬ ボランティアの受入れ（随時）
- ⑭ 二次災害の防止（随時）

3 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第2 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織編成

板倉町災害対策本部の組織は別表1、事務分掌は別表2のとおりとする。

2 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長、及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

3 本部長の職務代理者の決定

町長が災害発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次の順位によるものとする。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

4 本部の標識の掲示

本部を設置した場合は、町役場正面玄関に「板倉町災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

5 現地災害対策本部

次のいずれかに該当する場合に、災害地に現地災害対策本部を設置し、災害対策活動を行う。

- (1) 災害地が本部から遠隔の場合
- (2) 本部長より設置を指示された場合

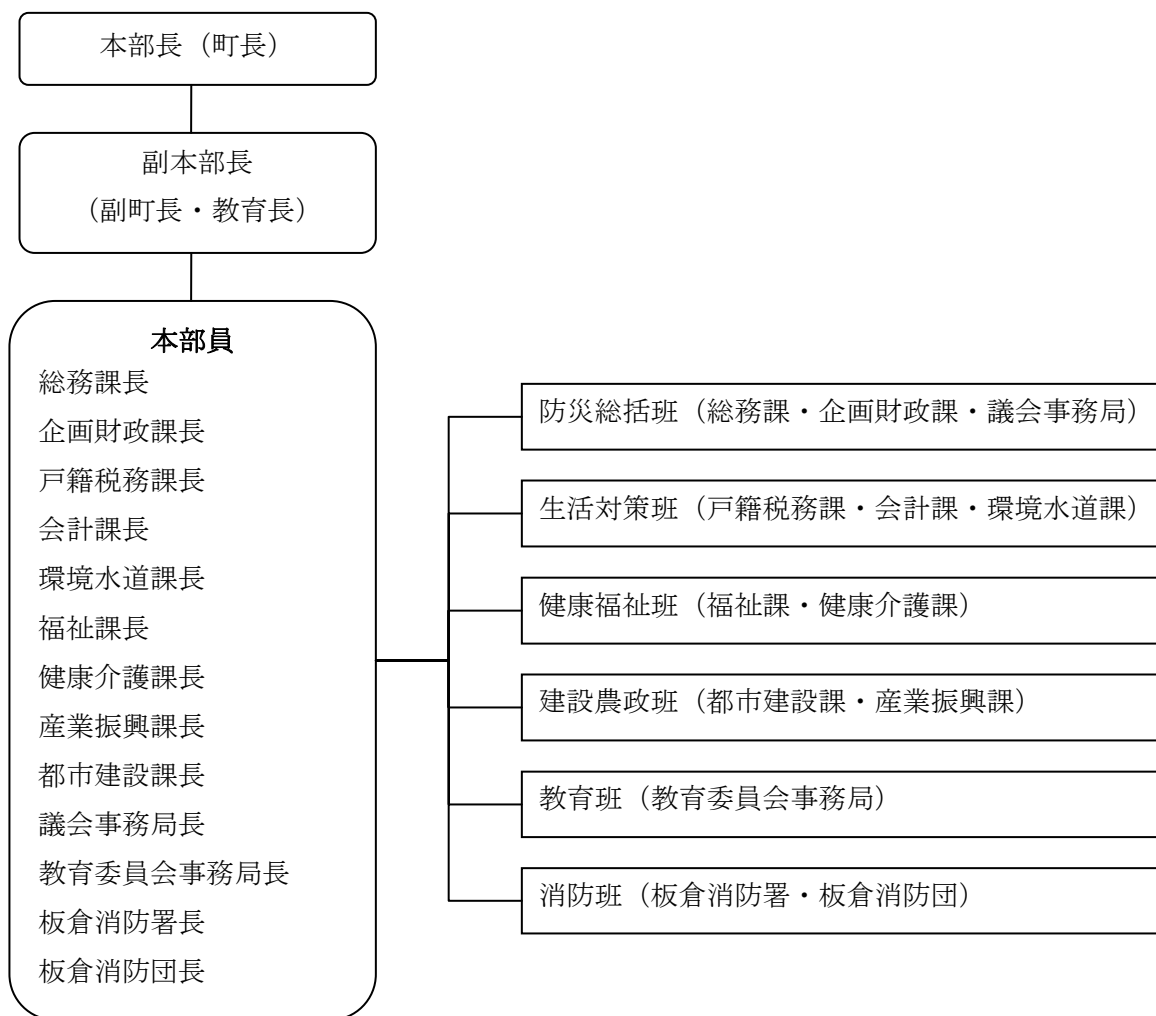
※【資料編】板倉町災害対策本部条例

6 関係機関への通報

本部を設置又は廃止したときは、速やかに次表に掲げる機関にその旨を通報するものとする。

通報又は公表先	通報担当 部・課	通報又は公表方法
庁内各課	総務課	庁内放送、電話、口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管課	電話、FAX、口頭その他迅速な方法
県危機管理室及び 館林行政県税事務所	総務課	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
板倉消防署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
館林警察署	〃	電話、FAX、文書その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共 機関及び指定地方公共機関	〃	〃
隣接市町、公共的団体	〃	〃
一般住民	〃	広報車、電話、口頭（区長を通じ住民に）、文書その他迅速な方法
報道機関	〃	電話、FAX、文書、口頭、文書その他迅速な方法

別表1 災害対策本部の組織



別表2 災害対策本部事務分掌

職名	事務分掌
本部長	本部の事務を総括し、所属職員の指揮監督をする。
副本部長	本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、各班内の連絡調整をする。また、班長となる本部員は各班の指揮をとる。

班名（班長）	所属	事務分掌
防災総括班 【班長】 総務課長 【副班長】 企画財政課長 議会事務局長	総務課 企画財政課 議会事務局	1 災害対策本部に関すること。 2 避難勧告・指示に関すること。 3 職員の動員及び調整に関すること。 4 災害の情報収集、取りまとめ及び被害報告に関すること。 5 県、国の機関、公共機関等に対する応援の要請に関する こと。 6 自衛隊災害派遣要請に関すること。 7 隣接市町との相互応援に関すること。 8 関係機関との連絡調整に関すること。 9 自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 町有自動車の配車及び運行計画に関すること。 11 報道に関すること。 12 広報及び情報発信に関すること。 13 記録写真等の各種資料の収集に関すること。 14 通信機能に関すること。 15 電話の復旧要請に関すること。 16 災害応急措置法関係予算に関すること。 17 庁舎の保全に関すること。 18 町有財産の被害調査に関すること。 19 災害応急措置資材の確保及び検査に関すること。 20 復興計画の策定に関すること。 21 電力の復旧要請に関すること。 22 議会議員との連絡調整に関すること。 23 その他いずれの班にも属さないこと。

<p>生活対策班</p> <p>【班長】 環境水道課長</p> <p>【副班長】 戸籍税務課長 会計課長</p>	<p>戸籍税務課 会計課 環境水道課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者の相談窓口に関する事。 2 被災者の実態調査に関する事。 3 相談所の開設に関する事。 4 外国人との渉外（大使館、外国救援団体等）に関する事。 5 遺体の収容、埋葬に関する事。 6 町税等の特別措置に関する事。 7 り災証明書、その他被災に関する証明書の交付に関する事。 8 災害経費の出納に関する事。 9 被災地の公害対策に関する事。 10 し尿及び廃棄物の処理に関する事。 11 上下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 12 応急給水に関する事。 13 指定工事事業者（給水装置・下水道排水設備）との連絡調整に関する事。 14 防災総括班への協力に関する事。
<p>健康福祉班</p> <p>【班長】 福祉課長</p> <p>【副班長】 健康介護課長</p>	<p>福祉課 健康介護課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査に関する事。 2 救援物資の保管・受払・配分計画及び給付に関する事。 3 災害義援金品の募集分配に関する事。 4 福祉避難所の開設・運営・管理に関する事。 5 災害弔慰金等に関する事。 6 生活福祉資金の貸付けに関する事。 7 災害時要援護者に係る災害情報の収集に関する事。 8 災害時要援護者の救護に関する事。 9 日本赤十字社の救護活動の連絡調整に関する事。 10 ボランティア活動受入に関する事。 11 医療機関施設の被害調査に関する事。 12 被災者の医療、救護、助産に関する事。 14 救護所の設置管理、負傷者の収容に関する事。 15 医療関係者の動員及び救護班編制に関する事。 16 医療品及び救護資材の調達確保に関する事。 17 防疫に関する事。

<p>建設農政班</p> <p>【班長】 都市建設課長</p> <p>【副班長】 産業振興課長</p>	<p>産業振興課 都市建設課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係等の被害調査に関する事。 2 用排水施設等の被害調査に関する事。 3 被災農業者の営農対策に関する事。 4 関係機関との連絡調整に関する事。 5 畜産関係に関する事。 6 被災農家等の災害応急対策に関する事。 7 商工業関係の被害調査に関する事。 8 被災中小企業者の災害応急対策に関する事。 9 商工会との連絡に関する事。 10 土木関係の被害調査に関する事。 11 道路、河川等の状況把握及び応急措置に関する事。 12 道路、橋梁及び河川等の復旧に関する事。 13 被災地における道路交通の指示及び制限に関する事。 14 緊急輸送路の確保に関する事。 15 建設業者との連絡調整に関する事。 16 町営住宅等の被害調査に関する事。 17 家屋の被害調査に関する事。 18 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の要請に関する事。 19 避難所及び仮設住宅の建設に関する事。 20 被害住宅の応急修理に関する事。 21 公園緑地関係等の被害調査に関する事。 22 公園緑地等の応急対策に関する事。
<p>教育班</p> <p>【班長】 事務局長</p> <p>【副班長】 総務学校係長</p>	<p>教育委員会 事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の被害調査に関する事。 2 教育関係施設の応急復旧に関する事。 3 関係機関との連絡に関する事。 4 学校等及び生涯学習施設等の避難所開設・運営・管理に関する事。 5 児童生徒の避難等の指導に関する事。 6 被災児童生徒の応急教育に関する事。 7 教科書、学用品等の確保に関する事。 8 災害時の学校給食に関する事。 9 文化財の被害調査及び復旧対策に関する事。

消防班 板倉消防署長 板倉消防団長	板倉消防署 板倉消防団	1 消防対策に関すること。 2 水防対策に関すること。 3 被災者の救出に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 自衛隊災害活動の補佐に関すること。 6 地震、気象及び洪水情報等の接受及び伝達に関すること。
-------------------------	----------------	---

第3 災害警戒本部等の設置

1 災害警戒本部の設置

総務課長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し関係課長と協議の上必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 町内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部署相互の緊密な連絡・調整が必要な場合
- (2) 気象警報の発表の有無にかかわらず、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部相互の緊密な連絡・調整が必要な場合

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は総務課長とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

3 災害警戒本部廃止の決定

総務課長は、災害の発生するおそれがなくな被災警戒本部を設置する必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

町長は、必要に応じ、館林地区消防組合水防計画の定めるところにより水防本部を設置するものとする。

なお、水防本部は、板倉町地域防災計画に定める災害対策本部を設置した場合は、廃止する。

第4 職員の非常招集

災害応急活動に関し、所要の人員を確保するため次により動員を行う。

1 町における職員の非常招集

(1) 動員の決定及び配備体制

- ア 町長は、災害対策本部を設置したときは、別表3の基準に従い動員の区分を決定するものとする。
- イ 総務課長は、災害警戒本部を設置したときは、別表3に掲げる「初期動員」の配備体制をとり災害対策本部への移行も視野に入れた警戒体制とする。
- ウ 総務課長は、気象警報等の発表の有無にかかわらず、災害要因の発生のおそれがある場合は、防災関係部署と協議の上、別表3に掲げる「予備動員」の体制を配備する。

別表3 配備体制及び応急活動内容

配備	配備基準	配備体制	配備要員	担当課	主な応急活動内容
予備動員	気象警報等の発表にかかわらず、災害要因の発生のおそれが認められるとき。	防災関係部署の警戒体制とし、情報収集等の実施する必要があるとき。	防災関係部署	総務課・都市建設課・産業振興課等の防災関係担当職員	1 気象情報等の収集 2 災害警戒本部体制の移行検討
初期動員	警報等が発令され、災害発生のおそれが認められる等、警戒体制をとる必要があるとき。	災害対策本部設置前の警戒体制とし、情報の収集・連絡活動を実施する必要があるとき。	本部員及び防災担当部署	課局長 総務課・都市建設課・産業振興課等の防災関係担当職員	1 気象警報などの情報収集 2 被害情報の収集 3 災害応急対応 4 災害対策本部体制の移行の検討
全員動員	かなりの被害が発生し、又は発生するおそれが認められるとき。	災害対策本部を設置し、各種の応急活動を実施する必要があるとき。	全職員	総務課 企画財政課 議会事務局	1 災害被害情報の取りまとめ 2 関係機関との連絡調整 3 職員の動員及び調整 4 町有車両の確保 5 報道対応 6 情報発信 7 記録写真等各種資料収集 8 通信機能の確保 9 庁舎等の安全確保 10 電力供給の確保

			環境水道課	1 し尿及び廃棄物処理施設の確保
			戸籍税務課	2 上下水道施設の安全確認
			会計課	3 飲料水原の確保
				4 飲料水の確保
				5 町内の被害情報収集
				6 町内の車両広報
			健康介護課	1 福祉避難所設置準備
			福祉課	2 災害時要援護者の安全確保
				3 社会福祉施設の連絡調整
				4 防災ボランティアの受入準備
				5 医療機関の連絡調整
				6 医療品、衛生材料等の確保
				7 防疫の準備
			都市建設課	1 道路、河川状況の情報収集
			産業振興課	2 道路、橋梁の安全確保
				3 緊急輸送路の確保
				4 建設業者との連絡調整
				5 農業関係の情報収集
				6 用排水施設状況の情報収集
			教育委員会	1 避難所開設準備
			事務局	2 児童生徒の避難等の指導
				3 教育関係機関との連絡調整

2 本部職員の動員伝達

(1) 勤務時間中における動員伝達

本部長（町長）の決定に基づき、本部員（所属長）を通して配備要員に伝達する。また、総務課長は、消防団長に伝達するものとする。

(2) 勤務時間外・休日等における動員伝達

勤務時間外の動員を迅速・的確に行い素早い初動体制の確立を図るため、勤務時間外の連絡体制の強化に努める。

ア 当直者・日直者は、配備基準に該当する気象予警報等が防災関係機関から通知され、又は住民から災害発生の通報等があった場合は、直ちに総務課長に連絡する。

イ 総務課長は、直ちに状況を町長に連絡するとともに、副町長及び教育長にも連絡する。

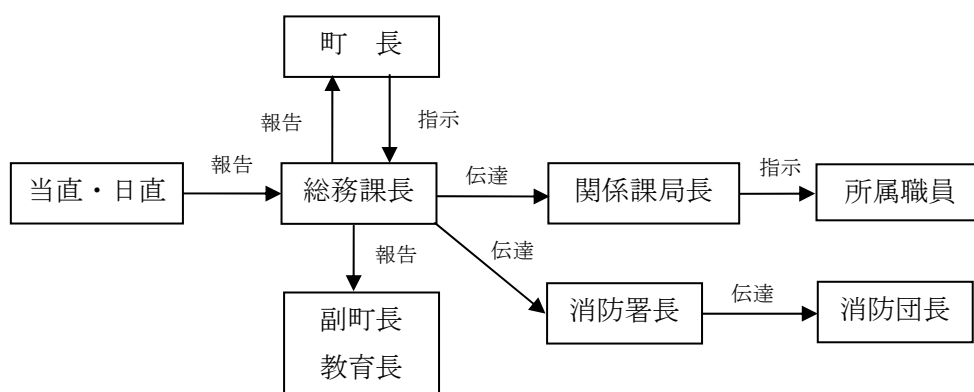
ウ 町長は、配備体制を敷く必要があると判断した場合には、災害に応じた配備体制を総務課長に指示するものとする。

エ 指示を受けた総務課長は関係課局長に、関係課局長は所属職員に速やかに伝達する。また、総務課長は、消防署長にも伝達する。

オ 連絡を受けた職員は、指示に基づき以後の状況の推移に注意し、自宅待機あるいは速やかに登庁する。

カ 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、上司に連絡し、あるいは直ちに登庁し、上司の指示を受けるものとする。

勤務時間外・休日等の伝達系統図



3 職員の動員

(1) 動員伝達方法

動員の伝達方法は、一般加入電話（携帯電話等を含む。）等により行う。

(2) 登庁場所

- ア 動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。
- イ 道路の決壊等により自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には、登庁可能となるまでの間、最寄りの避難所に指定されている公共施設等に招集し、当該施設長の指揮を受けるものとする。なお、この場合には、速やかに所属長にその旨を連絡するとともに、登庁可能となり次第、登庁するものとする。

(3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮する。

(4) 登庁時の留意事項

- ア 登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに所属長に報告する。
- イ 所属長は、当該課員からの被害状況等や課員の招集状況を取りまとめ、防災総括班に報告する。

(5) 登庁の免除等

- ア 災害により、本人又は家族が中傷以上の怪我を負い、あるいは住居が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対し、その旨を報告し、登庁の免除を受けるものとする。
- イ 勤務場所あるいは最寄りの公共施設にも招集することができない場合には、所属長にその旨を報告し、登庁可能になるまでの間、地域の自主防災活動に従事するものとする。

4 職員等の応援

(1) 役場内での調整

- ア 各班長は、招集職員が不足し、災害応急対策の実施に支障が生じると判断した場合は、防災総括班に必要要員数を連絡する。
- イ 防災総括班は、他班の職員招集状況を把握、調整し、緊急に実施すべき対策担当班から適正に人員を配置させる。

(2) 他機関への応援要請

役場内では招集職員数が不足し、人員の調整ができない場合、また専門的な職種の人員が必要な場合は、町内関係団体に協力を依頼し、あるいは他市町村又は県に応援を要請する。

第5 広域応援の要請

災害発生時に、町のみでは応急対策の実施が困難な場合には、他市町村、県等に応援を要請し、迅速な応急対策を推進するものとする。

1 町が行う応援の要請

町は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 他市町村に対する応援の要請
災害対策基本法第67条の規定に基づき、町長が他の市町村の長に対し応援を求める。
- (2) 県に対する応援の要請
災害対策基本法第68条の規定に基づき、町長が知事に対し応援を求める。

2 消防機関が行う応援の要請

- (1) 消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。
- (2) 消防機関は、他の都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事（危機管理室）に要求するものとする。

3 町が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 国の機関に対する職員派遣の要請
災害対策基本法第29条の規定に基づき、町長が指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。なお、町長が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

- (2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請
災害対策基本法第30条の規定に基づき、町長が知事に対し、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、町長が、知事に対し職員の派遣についてあっせんを求める場合は、次の事項を明示して、文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間

- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
- (3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請
地方自治法第252条の17の規定に基づき、町長が知事又は他の市町村の長に対し職員の派遣を求める。

4 応援協定に基づく要請

町は、県内外の市町村等と締結している応援協定に基づき、災害時の応援を要請するものとする。

※【資料編】災害に関する協定一覧表

第6 県防災ヘリコプターの要請

災害が発生した場合、広域的で機動性に富んだ活動が可能である県防災ヘリコプターを要請し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 実施責任者

防災航空隊（県防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、「群馬県防災航空隊応援協定」の定めるところにより、町が実施するものとする。

2 防災航空隊の応援要請

要請の基準は、次のいずれかに該当し、県防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

- (1) 町の消防力のみでは、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) 県防災ヘリコプターの運航によれば被害の予防・改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合
- (4) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 ヘリポート予定地の確保

災害時における町のヘリポート予定地は、資料編に掲載のとおりである。

※【資料編】ヘリポート適地一覧

第7 自衛隊への災害派遣要請

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第68条の2又は自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の派遣要請を要求する場合の手續等は、以下に定めるとおりとする。なお、自衛隊の災害派遣要請者は知事であるので、町長が知事（危機管理室）に対して災害派遣要請の依頼をするものとする。

1 要請する災害

災害における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町において不可能

又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合に、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

2 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のために必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索、救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 消防機関の消火活動への協力
- (6) 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊出し及び給水支援
- (11) 救援物資の支給又は貸付の支援（防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令）
- (12) 交通規制への支援
- (13) その他（知事が必要と認め自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊と協議して決定する。）

3 派遣要請依頼の手続

町長が自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、災害派遣要請を行うよう知事（危機管理室）に要求するとともに、館林警察署長に連絡する。なお、口頭で要請した場合は事後文書を送達するものとする。

また、町長は、災害派遣要請の要求をしたときに、その旨及び町の災害の状況を第12旅団長に通知することができる。

なお、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、町の災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。

4 自衛隊との連絡

町長は、自衛隊の派遣要請を必要とする場合には、知事に要請の依頼を行うほか、直接自衛隊に当該地域の被害状況など積極的に情報連絡を行い、迅速な災害対処を容易にするものとする。

連絡先	所在地	電話番号
第12旅団司令部第3部	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011内線234、433～437、（夜間）208 （防災行政無線）71-3242

5 派遣部隊の受入れ

町は、派遣される部隊に対し、次の事項に留意し、受入れ体制の整備を行う。

- (1) 救援作業に必要な資材を速やかに調達すること。
- (2) 派遣部隊の宿泊施設の手配を行うこと。
- (3) ヘリポートの使用に先立ち、予定施設の管理者の了解を得ておくこと。
- (4) 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努めること。

6 自衛隊の自主派遣

大規模な災害等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

- (1) 自衛隊法第83条第2項ただし書により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡するものとする。連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡するものとする。
- (2) 自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛官の権限

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者（委託を受けた町の吏員及び警察官）がその場にいない場合に限り、次の職権を行使することができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- ア 警戒区域を設定し、立入り制限、禁止、退去を命ずること。
 - イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用・収用すること。
 - ウ 現場の災害を受けた工作物・物件で、応急措置の実施に支障となるものの除去その他必要な措置をとること。
 - エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- ### (2) 行使した場合の処置の概要
- ア 前記(1)の権限を行使した場合は、その旨を町長に通知する。
 - イ 前記(1)中イ及びウに係る土地・建物・工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。
 - ウ 前記(1)中ウに係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

8 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣部隊の派遣期間又は派遣活動が終了し、自衛隊の部隊の活動が必要でなくなった場合には、直ちに知事（危機管理室）に口頭又は文書をもって、撤収要請の手続を求めるとともに、館林警察署長に連絡する。なお、口頭で要請した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

9 費用負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊の活動した町の負担とする。ただし、2以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 宿泊施設の借上料
- (2) 宿泊施設の汚物処理費用
- (3) 災害派遣活動に係る電気、ガス、上下水道及び電話料金
- (4) 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (5) 上記の費用以外の費用の負担区分については、町と自衛隊とで協議する。

別記様式

自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

群馬県知事 様

板倉町長

㊟

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求いたします。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
例) ・必要な車両、航空機、資機材
・必要な人員
・連絡場所及び連絡責任者

第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

また、風水害においては、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害の危険性もあり、応急対策が必要となる。

第1 浸水被害の拡大の防止

- 1 水防管理者は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、必要に応じて排水対策を実施するものとする。
- 2 邑楽土地改良区、農業用排水施設管理者その他の水門、水路等の管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行うものとする。

第2 風倒木及び冠水による二次災害の防止

町が管理する道路について、風倒木及び道路冠水による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去及び交通規制などの応急対策を講ずるものとする。

第5節 救助、救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1 救助・救急活動

災害により被災した者に対し、町は、県、警察、消防機関、自衛隊、住民、行政区等と連携して迅速、適切な救助・救急活動を行うものとする。

1 実施責任者

被災者の救出は、原則として町が行う。ただし、町のみでは対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは知事の補助機関として町長が行うものとする。

2 救出方法

- (1) 住民からの通報又は町職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握するとともに、消防機関、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 救出活動は、町職員、警察官、消防職員、消防団員及び地区住民等により救出隊を編成し、救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出作業にあたるものとする。

3 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、町及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

4 関係機関との協力

- (1) 救出活動を実施する場合は、館林警察署その他関係機関と直ちに連絡をとり全面的な協力を得て万全を期するものとする。
- (2) 救出に際しては、負傷者の救護等が円滑に行われるよう、板倉消防署、医療機関等と緊密な連絡をとるものとする。

5 人員、救出資機材等の確保

救出活動に必要な人員及び資機材は、災害の規模、救出対象者数、救出範囲その他の事情に応じ、町長が必要に応じ関係各機関等に要請し、確保するものとする。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の、救出に係る対象者、費用の限度額、期間等は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

※【資料編】災害救助基準

第2 医療・助産活動

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

1 実施責任者

被災者に対する医療等の実施は町が行うものとする。ただし、町のみでは対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行う。

2 医療、救護活動

- (1) 救護班の編成
町は、町内医療機関の協力を得て救護班を編成して、迅速な医療等の活動を行う。
- (2) 救護班の派遣要請
町長は、負傷者等が増大し、救護に不足を生じた場合は、館林保健福祉事務所を經由し知事（医務課）へ救護班の派遣を申請するものとする。
- (3) 傷病者の搬送
町は、傷病者を災害現場から医療機関へ搬送する。搬送については、あらかじめ次の計画を作成しておき、迅速な実施を図るものとする。

- ア 一般車両の通行規制等による緊急避難路の確保と緊急車両による搬送
 - イ 救護所への搬送手段の確保
 - ウ 搬送を支えるマンパワーとしての防災ボランティア等の活用
 - エ ヘリコプターによる搬送体制の確立
- (4) 救急救命士による救急救命処置
- 救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。
- (5) トリアージの実施
- 傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。
- 軽傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。
- (6) 災害拠点病院の指定
- 県は災害時の医療活動の拠点病院として、基幹災害拠点病院を1箇所（前橋赤十字病院）、二次保健医療圏に地域災害拠点病院を2箇所（富士重工業健康保険組合太田記念病院、館林厚生病院）指定している。
- 多発外傷等災害時に多発する重篤救急患者など町内医療機関では対応が困難な患者については、速やかに災害拠点病院に搬送する。この場合、必要によっては、県に県防災ヘリコプターの出動又は自衛隊の派遣を要請する。
- ※【資料編】医療機関一覧**
- (7) 救護所の設置
- 町は、大規模な災害により医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置し、応急医療を実施する。
- 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じて、おおむね次の場所に設置する。救護所を設置したときは、広報車等により地域住民に周知するとともに、県に報告するものとする。
- ア 避難所
 - イ 負傷者等の交通便利な場所
 - ウ その他救護所設置に適した場所
- (8) 医薬品、衛生材料の確保
- 医療機関の手持ち医薬品、衛生材料等により応急医療を行うものとするが、不足する場合には、県に調達のあっせんを要請するものとする。

3 災害救助法による実施基準

医療及び助産の実施基準は、おおむね次のとおりである。なお、詳細は災害救助基

準のとおりである。

(1) 医療

ア 医療の対象者

災害のため医療の途を失った者（応急的処置）

イ 医療の範囲

- a 診察
- b 薬剤又は治療材料の支給
- c 処置、手術その他の治療及び施術
- d 病院又は診療所への収容
- e 看護

ウ 医療の期間

災害発生日から14日以内

(2) 助産

ア 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

イ 助産の範囲

- a 分べんの介助
- b 分べん前及び分べん後の処置
- c 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 費用の限度額

- a 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
- b 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

※【資料編】災害救助基準

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1 緊急輸送活動

災害時における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、町の保有車両等を動員するほか、輸送関係業者から調達するなど、輸送手段を速やかに確保する。

1 実施主体

被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送に必要な車両等は、町が確保する

ものとする。

ただし、町内で確保が困難なときは、県又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

2 輸送の対象

応急対策活動の実施に関して、輸送の対象となる人員及び物資の範囲は、次のとおりである。

- (1) 被災者
- (2) 応急対策実施要員
- (3) 応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等

3 輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、災害現場の被害状況等を勘案し、次の最も適切な方法により、また組み合わせて実施するものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 航空機による輸送
- (3) 人力による輸送

4 輸送力の確保

輸送のための自動車等の輸送力の確保は、おおむね次の方法による。

- (1) 自動車による輸送

ア 庁用車両の確保

町は、保有する車両を確保・配備を行う。

なお、自動車による緊急輸送を行う場合には、本節第2「交通応急対策」に定める緊急通行車両の標章及び証明書を掲示、携行するものとする。

イ 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図るものとする。

なお、特殊車両については、町内建設業者等から調達を図るものとする。

ウ 応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、近隣市町村又は県に応援を要請するものとする。

- (2) 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、町長は知事に対して県防災ヘリコプターの派遣や自衛隊の派遣を要請し、緊急輸送を行うものとする。

防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節第6「県防災ヘリコプターの要請」、第7「自衛隊への災害派遣要請」の

定めるところによる。

(3) 人力による輸送

前号の(1)及び(2)による輸送が不可能な場合は、賃金職員等を雇い上げるなどして人力輸送を行うものとする。輸送のための労力の確保は、本章第15節第5「労働力の確保」の定めるところによる。

5 緊急輸送路の確保及び救援物資集積場所の設置

(1) 緊急輸送路の確保

町は、災害発生直後から発生する緊急交通の円滑かつ確実な実施を図るため、他の道路管理者、警察等と連携して、本部、ヘリポート、救援物資集積場所等を結ぶ道路を交通規制するなど、緊急通行車両の通行に支障のないよう応急措置をとるものとする。

(2) 救援物資集積場所の設置

他市町村や県から搬送される食料・生活必需品等の集積場所は、役場等とする。災害発生時には、直ちに関係機関に当該施設の位置等を周知するものとする。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の輸送についての概要は、次のとおりとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

- ア 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送
- イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送
- ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員、機械、器具、資材の輸送
- エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送
- オ 死体捜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

災害救助基準に定める各救助の実施が認められている期間以内。

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

※【資料編】災害救助基準

第2 交通応急対策

災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、若しくは災害時における交通確保のため必要があると認められるときは、次により通行禁止又は制限等を実施するものとする。

1 交通規制

(1) 交通規制の区分

災害時において道路施設の破損等により交通に支障があるときは、次の区分により措置するものとする。

実施責任者		範 囲	根 拠 法
道路 管理 者	知 事 町 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
	警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。
2 道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。			
警 察	館林警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	

2 町における措置

(1) 被害状況等の把握

大規模災害発生後、町は、道路の陥没、橋りょうの落下その他の交通の障害状況等を的確に把握するため、速やかに道路の被害状況を調査する。調査にあたっては、町の防災中枢機能と近隣市町村とを結ぶ町道等を重点に調査するものとする。また、警察、道路管理者及び各地区消防団、区長等から交通規制情報、被害情報を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

(2) 関係機関等への連絡

町は、被害状況調査により把握した事項について速やかに、館林土木事務所、館林警察署等関係機関に連絡する。

(3) 道路の応急復旧作業

ア 応急復旧用資機材の整備

町は、平素から応急復旧用資機材の整備を推進する。また、町内建設業者等の保有建設機械を把握するとともに、災害時の協力体制の確立を行っておくものとする。

イ 応急復旧作業順位の決定

町は、道路の被害状況に基づき、町の防災中枢機能（役場庁舎、避難所、ヘリポート等）を結ぶ町道を優先して応急復旧をするものとする。

応急復旧にあたっては、館林警察署、その他の道路管理者と調整のうえ、応急復旧順位を設定する。

(4) 交通指導員による交通整理

町長は、板倉町交通指導員設置規則に基づいて、館林警察署と連携し、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時交通混雑の整理誘導を行わすことができる。

3 交通規制時の警察官等の措置

通行禁止区域等における警察官等の措置については、次のとおりとする。

(1) 警察官の措置

災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによ被災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

ア その車両の運転者等に対し必要な措置を命じる。

イ 運転者等が命じられた措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

(2) 自衛官又は消防吏員の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等

に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。

また、措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。なお、この場合、自衛官又は消防吏員は、館林警察署長に対しその旨を通知することとする。（同法第76条の3第3項及び第4項）

4 交通規制時の運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）に在る車両の運転者は、緊急通行車両の円滑な通行を行うため、次の措置をとるものとする。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

5 緊急通行車両の確認申請

- (1) 緊急通行車両の確認手続
災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理室、館林行政県税事務所、警察本部、館林警察署において実施する。
- (2) 緊急通行車両の事前届出
公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても庁用自動車については事前に公安委員会に申出申請を行い、交付を受けておくものとする。
- (3) 緊急通行車両の区分
緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分するものとする。
 - ア 第1順位の対象車両
 - a 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - c 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員

- d 医療機関に搬送する重傷者
- e 交通規制に必要な人員及び物資
これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。
- f 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- g 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資
これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- a 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- b 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- c 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- a 災害復旧に必要な人員及び物資
- b 生活必需品
これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(4) 確認事務に係る関係機関の連携

県（危機管理室・館林行政県税事務所）及び公安委員会（警察本部・館林警察署）は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(5) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- ア 申出者当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 様式1
- ウ 受付窓口 県・・・館林行政県税事務所又は総務部危機管理室
公安委員会・・・館林警察署交通課又は警察本部交通規制課
- エ 交付物件 緊急通行車両確認証明書（様式2）
標章（様式3）
- オ 確認処理簿 様式4の例による。

様式1

年 月 日		
緊急通行車両使用申出書		
様	申請者 (住所又は所在地) (氏名又は団体名) ㊟ (電話番号)	
車両の登録番号		
車両の用途 (緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

様式2

第 号 年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
		知事 ㊟ 公安委員会 ㊟
車両の登録番号		
車両の用途 (緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)		
使用者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通行日時		
通行経路	出発日	目的地
備考		

様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

第7節 避難収容活動

風水害のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 町は、あらかじめ指定した避難所の中から安全な避難を確保できる施設を選定し、避難所を開設するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所を開設するものとする。さらに、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合等には、民間施設管理者や関係機関への協力要請、また必要に応じて野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により対応する。

- (2) 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、災害時要援護者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。

※【資料編】避難所一覧

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が浸水等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、施設の安全性を確認する。

3 避難所開設の広報

避難所を開設したときは、速やかに広報車等により開設場所を避難者に周知する。

4 関係機関への連絡

町は、避難所及び福祉避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（館林行政県税事務所を經由して危機管理室又は直接危機管理室）、館林警察署、館林地区消防組合消防本部等関係機関に連絡するものとする。

5 避難所の管理等

- (1) 避難所管理職員の派遣

避難所等を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に町の災害対策本部より職員を派遣し、常駐する管理責任者を配置する。また、当該施設の

勤務職員と連携して避難住民及び避難所の管理にあたるものとする。

(2) 行政区等への協力要請

町は、地域住民、行政区、ボランティア等の協力を得て、また避難者による自主組織により避難所を運営する。

(3) 避難者の把握

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。

この際、特に避難してきた災害時要援護者の情報把握に努めるとともに、災害時要援護者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

(4) 避難者に対する情報の提供

住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。

(5) 避難所管理職員の業務

ア 避難人員の実態把握

イ 町本部との連絡調整

ウ 避難所開設の記録

エ 食料、飲料水、生活必需品等の給与

オ 必要な設備、備品の調達

カ 避難者のニーズの把握と町本部への伝達

キ 避難者のプライバシーの確保（特に避難が長期化した場合）

ク 仮設トイレの設置・管理

ケ 避難者のメンタルヘルス及び健康管理

コ その他

(6) 災害時要援護者への配慮

町は、避難所の運営に当たっては、災害時要援護者の健康状態の保持に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、災害時要援護者を対象とした相談窓口を設置するなどし、災害時要援護者のニーズの迅速な把握に努める。

(7) 男女のニーズの違いへの配慮

町は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努めるものとする。

ア 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。

イ 避難所運営体制への女性の参画を進める。

ウ 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

- オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (8) 在宅被災者への配慮
- 町は、ライフラインの途絶等により避難所の近隣に居住する在宅被災者がその生活に困難をきたしている場合は、避難者用の応急物資を在宅者へも配給するなど配慮するものとする。
- 特に、在宅の災害時要援護者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。
- (9) 避難所の早期解消
- 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

6 災害救助法による避難所の開設

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 避難所
- 学校、公民館等の既存の建物を使用することを原則とするが、適当な建物がない場合は、野外に仮設した仮小屋、天幕等とする。
- (2) 避難所に収容する被災者
- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者
イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
ウ 現に被害を受けるおそれがある者
エ 観光客及び帰宅困難者
- (3) 避難所開設の方法
- ア 学校、公民館等既存建物を応急的に整備して使用するか、適当な施設を得がたいときは、野外に仮小屋を仮設し、若しくは天幕により開設するものとする。
イ 災害の状況により、町で処理が困難の場合は、近隣市町へ収容を委託するものとする。
ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もあるものとする。
エ 避難所の開設期間
- 避難所の開設期間は、災害発生の日から最大限7日以内とし、事情やむを得ない場合に限り厚生労働大臣の承認を得て、必要最少限の期間を延長することができる。
- (4) 避難所開設のための費用
- 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費は、災害救助基準によるものとする。

※【資料編】災害救助基準

第2 応急仮設住宅等の提供

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。

1 実施責任者

町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。ただし、町において対処できない場合は、近隣市町村、県、国及びその他の関係機関の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、町長が知事を補助して行い、知事から実施の委任を受けた場合は、町長が行うものとする。

2 実施方法

(1) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。

ア 設置場所の選定

a 建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議し、正式な賃貸借契約書を取りかわすものとする。

b 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

イ 建設資機材及び業者の確保

応急仮設住宅の建設に当たっては、建築業者等に協力を要請する。また、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

(2) 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施して、災害発生の日から1ヶ月以内に完成する。

3 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

応急仮設住宅の供給に合わせて、既設の町営住宅の空家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の、応急仮設住宅、住宅の応急修理の対象者、費用の限度額、期間等は、資料編に掲げる「災害救助基準」のとおりである。

※【資料編】災害救助基準

5 災害時要援護者への配慮

応急仮設住宅等の提供に当たっては、災害時要援護者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、入居に際しても、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第3 広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

1 収容可能な避難所情報の提供

- (1) 町は、県から依頼を受けた場合、収容可能な避難所についての情報を提供する。また、避難所の所在地、収容可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても提供する。
- (2) 町は、あらかじめ指定した避難所の中から、収容可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。

2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等町内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「広域避難者受入総合窓口」を設置する。町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

3 避難所開設

県との調整により、避難所の開設依頼通知を受けた町は、「第3章第7節第1 避難所の開設・運営」の規定に準じて、開設する。

4 広域避難者の受入れ

- (1) 県から受け入れた広域避難者に対し実施する救助の方針について通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (2) 群馬県と被災県が調整を実施する時間的余裕がない場合は、広域避難者は、開設された町の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整

した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動する。

- (3) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県または被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、町においてバス等の移動手段を手配する。

5 避難所の運営

- (1) 避難所における良好な生活環境の確保及び災害時要援護者等への配慮
第3章第7節第1「避難所の開設・運営」を準用する。
- (2) 広域避難者に係る情報等の県への報告
町は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。
- (3) 被災県からの情報等の避難者への提供
町は、県を経由して被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供するものとする。
この際には、県が作成した生活支援関連情報を取りまとめた情報紙を使用するなど、広域避難者へわかりやすい情報提供に努める。

6 公営住宅及び民間賃貸住宅のあっせん

町は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいては、既設の町営住宅の空家を利用するとともに、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを行うものとする。

7 小中学校等における被災児童・生徒の受入れについて

町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

8 県及び県内市町村との協力

町は、適宜県との連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、県及び県内市町村と協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

9 避難所の閉鎖

町は、県から避難所の閉鎖について通知を受けた後、速やかに避難所を閉鎖する。

第8節 食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の調達、供給活動

町は、被災者の生活を維持するため、必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。

また、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。

第1 食料の供給

災害時における被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対して、応急食料の供給及び炊出しを実施するため、備蓄食料の放出や応急食料の確保を図り、食料供給の万全を図るものとする。

1 実施主体

町は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努める。ただし、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県又は近隣市町村に対し応援を要請するものとする。

また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には町長が行う。

2 応急食料の供給

(1) 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたとときに行うものとする。

ア 被災者並びに災害救助及び緊急復旧作業等従事者に対し、炊出し等による供給を行う必要がある場合

イ 災害により食料品の販売機関等が混乱し、食品の購入が困難となったため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合

(3) 備蓄食料の供給

町は、町内に設置されている避難所等に備蓄しているアルファ米等を計画的に被災者に供給するものとする。

(4) 食料の調達

備蓄食料のみでは不足する場合は、次の手段により速やかに調達する。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援の要請

エ 県に対する応援の要請

町長は、災害救助法が発動され、応急食料が必要であると認める場合は、知事に対して「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、応急用米穀の供給を要請するものとする。

3 炊出しの実施

炊出しの実施については、行政区（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て行う。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のと

おりである。

(1) 炊出し対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者

(2) 炊出し期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日以内の現物を支給することができる。

(3) 費用の範囲

災害救助基準による。

※【資料編】災害救助基準

第2 飲料水の供給

災害のため飲料水が断水、又は汚染して現に飲用に適した水を得ることができない者に対しては、応急的に飲料水の供給（以下「応急給水」という。）を行う。

1 実施主体

被災者に対する応急給水は、町（水道事業者）が主体となり実施する。ただし、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者へ給水車等の応援を要請する。なお、確保する最少給水量は、1人1日3リットル程度とする。

2 応急給水の方法

被災地に近接する浄水場等の水道施設から給水し、応急給水を実施する。

3 飲料水の調達

町は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は次の手段により速やかに調達するものとする。

- (1) 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給
- (2) 製造・販売業者からの購入
- (3) 他市町村に対する応援要請
- (4) 県に対する応援要請

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の実施基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 費用の範囲

災害救助基準による。

※【資料編】災害救助基準

第3 生活必需品等の供給

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具その他の生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施主体

町（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）。ただし、町のみでは対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は生活必需品の応援を要請する。

2 生活必需品等の供給

供給については、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

(1) 供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又は棄損し、これらの物資を直ちに入手できない状態にあるものとする。

(2) 生活必需品の範囲

生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 物資等の調達

町は、自ら備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援の要請

エ 県に対する応援の要請

オ 救援物資の募集

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の実施基準は、同法及びその運用方針によるが、その

概要は次のとおりである。

- (1) 対象者
全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。
- (2) 供給期間
災害発生の日から10日以内とする。
- (3) 費用の範囲
災害救助基準による。

※【資料編】災害救助基準

第4 物資の配給

町及び水道事業者は、配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
なお、炊出しについては、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に避難者と在宅者とを隔てることのないように配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。
また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 災害時要援護者への優先的な配給に努める。

第5 救援物資集積場所

県、他市町村等から送付された救援物資及び調達物資は、役場等及び町で指定した場所に保管するとともに、関係機関に周知する。

集積場所における仕分けは、自主防災組織、ボランティア、地域住民等の協力を得て行う。

第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

町は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に充分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1 防疫・保健衛生活動

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、適切な防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止に万全を期すとともに、被災者の心身の健康等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

1 防疫対策

(1) 実施主体

町は、館林保健福祉事務所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

被害が甚大で町のみでは実施が困難なときは、館林保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

(2) 防疫の実施組織

町は、防疫実施のため必要数の防疫班を編成するものとする。

(3) 防疫の方法

ア 感染症対策

町長は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下本節第1において「法」という。）の規定に基づき、知事（館林保健所長）の指示に従って次の措置を実施する。

a 感染症の病原体に汚染された場所の消毒（法第27条）

町は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- i 感染症の患者がいる場所又はいた場所
- ii 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
- iii 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

b ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

c 物件に係る措置（法第29条）

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣料、寝具その他の物件について、感染症の病原体の性質その他の状況を勘案し、また消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次の基準に従って実施する。

- i 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。

ii 廃棄にあつては、消毒、下記に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。

iii 物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾燥滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

d 生活用水の供給（法第31条）

知事（館林保健所長）において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止した場合には、町長は、知事（館林保健所長）の指示に従い、生活の用に供される水の利用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

e 県への連絡

町は、感染症が発生し、又は発生する疑いがある事実を知った場合には、速やかに県（館林保健福祉事務所）に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

イ 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事（館林保健所長）に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

ウ 避難所の防疫指導等

町が避難所を開設した場合には、施設管理者は、県（保健予防課）又は館林保健福祉事務所の防疫関係職員の指導及び環境委員の協力を得て避難所の防疫措置を実施し、指導の徹底を期するものとする。

エ 防疫薬剤の確保

町は、防疫薬剤等を確保するとともに、防疫活動の円滑な実施を図るため、町内関係業者から防疫薬剤を調達するものとする。また、不足する場合には、県に防疫薬剤の調達のあっせんを要請するものとする。

2 保健衛生対策

(1) 実施主体

町は、県（衛生食品課、保健予防課）又は館林保健福祉事務所と連携し、被災者の健康の確保に努めるものとする。

(2) 被災者の健康の確保

ア 被災者の心身の健康を確保するため、避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等を派遣する巡回健康相談等を実施するものとする。

イ 巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、県（医務課、障害政策課、保健予防課）に応援を要請するものとする。

- ウ 健康相談等の実施に当たっては、災害時要援護者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するものとする。
 - エ 避難所において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。
- (3) 避難所等の環境整備
- 町は、県（衛生食品課、保健予防課）又は館林保健福祉事務所と連携の上、避難所、仮設住宅、被災地で配給する物資等における次の状況を把握し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- ア 飲料水、食料の状況（食中毒の予防等への対応）
 - イ 衣類、寝具の清潔の保持
 - ウ 身体の清潔の保持
 - エ 室温、換気等の環境
 - オ 睡眠、休養の確保
 - カ 居室、便所等の清潔
 - キ プライバシーの保護

第2 清掃活動

被害状況を的確に把握し、被災地において発生するごみ、し尿を迅速に収集、運搬及び処分して、被災地の環境保全に万全を期するものとする。

1 実施主体

被災地の清掃は、町が実施するものとする。ただし、町の被害が甚大で町のみでの実施が不可能又は困難なときは、県（東部環境事務所又は廃棄物・リサイクル課）に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施するものとする。

2 ごみ処理対策

ごみ処理は、資源化センターで実施するものとする。

(1) 被害状況調査・把握

- ア 町は、速やかな被害状況の把握のため、調査地区、調査対象施設・設備及び調査者を明確にする体制を整備するものとする。
- イ 町は、廃棄物処理施設等の被害状況報告を早急にとりまとめ、東部環境事務所へ連絡する体制を整備するものとする。

(2) ごみ処理対策

- ア 町は、各地域別の被災状況を速やかに把握しごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、ごみの収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。
- イ 町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またごみ処理施設

の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は近隣市町村へ応援要請を行うものとする。

ウ 町は、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げとならないよう周知するとともに道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を指定し搬入等の協力を求めるものとする。

エ 町は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上できるかぎり早急に収集運搬が行われるようその体制の確立を図るものとする。

オ 損壊家屋のがれきや焼失家屋の焼け残りについては、原則として被災者自ら町が指定する収集場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合及び道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は町が収集処理を行うものとする。

カ 災害時には生活ごみ、粗大ごみ、不燃性廃棄物等が大量に出されるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合や交通の確保が困難で処理場への搬入ができない場合等が考えられる。そのため町は必要により生活環境や環境保全上支障のない場所で暫定的に積み置きできる場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

キ ごみ収集、運搬が不可能な地区に対しては、適当なごみ袋等を配布するものとする。

3 し尿処理対策

町は、処理施設の被害状況や道路通行状況等を把握して、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、必要により人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。

(1) し尿収集

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。

このため、町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の臨時点検等による処理能力を確認のうえ、し尿の収集、運搬、処分の対策を樹立するものとする。

(2) 応援要請

町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、早急に県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は近隣市町村又は隣接県へ処理の応援要請を行うものとする。

(3) 仮設トイレの設置

町は、避難所開設等の場合、共同の仮設トイレ等を早期に設置し、必要な消

毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。

※【資料編】ごみ処理施設、し尿処理施設、し尿処理業者

第3 障害物の除去

災害により、住居、道路及びその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活等に著しい障害を及ぼす障害物を迅速に除去し、被災者の保護を図るものとする。

1 実施主体

- (1) 道路などの障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が行うものとする。
- (2) 障害物が河川にある場合は、河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。
- (3) 家屋等障害物の除去は、原則的に所有者及び管理者が実施するが、町は、災害時要援護者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。

2 実施方法

障害物除去の事務は、建設業者に要請し実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

- (1) 障害物除去の対象者
居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者
- (2) 除去の実施期間及び費用の限度額
災害救助基準による。

※【資料編】災害救助基準

第4 行方不明者の捜索及び遺体の処置

町は、館林警察署、板倉消防署、板倉消防団等と連携して、行方不明者の捜索に当たる。

遺体として発見された場合は、町は、館林警察署及び板倉消防署の協力を得て、検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

1 実施主体

遺体の捜索、処理及び埋葬は、町が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、応援協定締結市町村、近隣市町村又は県（衛生食品課）にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施するものとする。

遺体の検視、検案は館林警察署が行うものとする。

2 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 行方不明者に関する相談窓口の設置

家族から行方不明者の問い合わせ等について、町は相談窓口を設置し、館林警察署と連携を図りながら、行方不明者に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明者の届出の際には、行方不明者の氏名等の必要事項を記録する。

(2) 捜索活動

捜索活動は、町職員、消防団のほか館林警察署、板倉消防署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、捜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

行方不明者の捜索中に遺体を発見したときは、町災害対策本部及び館林警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 捜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名などの特徴を明示して、捜索を要請する。

3 遺体の検視及び検案

(1) 検視及び検案

館林警察署は、群馬県警察医会の協力を得て、遺体の検視及び検案を行うものとする。

4 遺体の収容、安置

(1) 身元確認

館林警察署等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

また、必要に応じて歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

(2) 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を開設し、検視及び検案を終えた遺体を安置する。

安置所の開設にあたっては、次により安置するとともに、遺体収容のため適

当な既存建物が無いときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

- ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
 - イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
 - ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
 - エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。
- (3) 遺体の引渡し
- 町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

※【資料編】遺体収容所

5 遺体の埋火葬

- (1) 町は、遺体について親族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬は、館林市斎場（住所：館林市苗木町2487 電話：72-1742）へ搬送して火葬を行う。
- (3) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認められるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県（衛生食品課）を通じて厚生労働省に協議するものとする。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬、死体の捜索・処理に係る対象者、費用の限度額、期間等は、災害救助基準のとおりである。

※【資料編】災害救助基準

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1 広報活動

町、ライフライン事業者等は、災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

1 実施主体

町は、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報する。

2 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第2節第1「災害情報の収集・連絡」によるものとする。
また、町は、取材班を編成して災害現場の写真撮影等を行うものとする。

3 広報の手段

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとする。町の広報手段は、次のとおりである。また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請する。

- (1) 広報車
- (2) 広報紙
- (3) 掲示板
- (4) 区長を通じた広報
- (5) 町ホームページ
- (6) 安全安心メール
- (7) ケーブルテレビ

広報時の留意事項
① 人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。
② 広報車を利用する際は、各地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。
③ 在宅の一人暮らしの高齢者等に対しては、必要により区長又は民生委員等に協力を依頼し、広報内容の周知を図る。
④ 外国人に対しては、関係機関に協力を依頼し、外国語による広報を行う。

4 広報の内容等

広報にあたっては、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

- 気象・水象状況
- 被害状況
- 二次災害の危険性
- 応急対策の実施状況
- 住民、関係団体等に対する協力要請
- 避難の勧告又は指示の内容
- 避難所の名称・所在地・対象地区
- 避難時の注意事項
- 受診可能な医療機関・救護所の所在地
- 交通規制の状況

- 交通機関の運行状況
- ライフライン・交通機関の復旧見通し
- 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
- 各種相談窓口
- 住民の安否

5 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板(web171)及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」についての活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

6 災害要援護者への配慮

町は、災害情報の広報に当たっては、災害時要援護者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮する。

7 情報の入手が困難な者への配慮

町は、災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

8 報道機関への情報提供及び代表取材の要請

報道機関による広報は、迅速かつ広範囲に伝達できるため、被害状況、対策等に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。

報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障をきたし、又は支障が来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

第2 広聴活動

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

第1 1 節 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止のための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1 公共土木施設の応急復旧

災害により公共土木施設（道路、河川等の土木施設及び農業用施設）が被害を受けた場合は、速やかな復旧活動を実施し当該施設の機能回復を図る。

1 実施主体

公共土木施設等の応急対策は、各施設管理者が行うものとする。ただし、施設管理者の行う応急措置の実施が困難なときは、関係機関の応援、協力を得て実施するものとする。

2 応急措置

(1) 道路施設

ア 被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、県に報告する。

イ 緊急道路の確保

a 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、被害程度に応じて、体系的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。

b 避難、救出、緊急物資、警察、消防等の活動に必要な路線を優先する。

(2) 河川及び農業土木関係施設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、町、県及び関係機関に早急に報告する。

3 関係資料の整備

応急工事を施工する場合は、被害状況の写真その他関係資料を整備しておくものとする。

第2 電力施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

東京電力株式会社及び県（発電課）は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

東京電力株式会社は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

(1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

(2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

東京電力株式会社は、必要に応じ、発電機車、移動変圧器車を活用して応急送電を実施するものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

東京電力株式会社及び県（発電課）は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や

資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

東京電力株式会社は、送電再開に際して、二次災害発生の防止に努めるものとする。

6 広報活動

東京電力株式会社は、停電発生地域に対して広報活動を行うものとする。

第3 ガス施設の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

(社)群馬県LPGガス協会及びLPGガス事業者は、被災したガスの貯蔵施設、ガス等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

(社)群馬県LPGガス協会及びLPGガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- (1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- (2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

(社)群馬県LPGガス協会及びLPGガス事業者は、必要に応じ、代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

(社)群馬県LPGガス協会及びLPGガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

(社)群馬県LPGガス協会及びLPGガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

(社)群馬県LPGガス協会及びLPGガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

第4 上下水道施設の応急復旧

1 水道施設及び下水道施設の応急復旧

- (1) 町及び水道事業者は、災害発生後速やかに上下水道施設の被害状況を把握し、必要な応急措置を施し、応急復旧計画を策定する。
- (2) 水道施設の被害状況に応じ、指定給水装置工事事業者等の協力を得て、速やかな応急復旧工事の実施に努める。
- (3) 上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所

等を優先させるものとする。

ア 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

2 応急復旧用資機材の確保

町及び水道事業者は、上下水道施設の応急復旧に必要な要員、資機材が不足する場合は、県及び近隣市町に応援を要請するとともに、町内事業者の支援を受け、資機材を確保する。

3 被災住民への情報提供

町及び水道事業者は、水道施設及び下水道施設の応急復旧について、応急給水計画、上下水道施設の被害の状況、復旧の見通し等についての広報を実施し、被災住民に情報を提供する。

※【資料編】板倉町給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店一覧

第5 電気通信設備の応急復旧

1 迅速な応急復旧の実施

東日本電信電話株式会社及び電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

東日本電信電話株式会社は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

(1) 医療機関、避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所

(2) 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

東日本電信電話株式会社、NTTドコモ及び電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

(1) 避難所等への特設公衆電話の設置

(2) 避難所又は防災拠点等への携帯電話または衛星携帯電話の貸出し

(3) 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板（web171）」、各携帯電話会社等の「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

東日本電信電話株式会社は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

東日本電信電話株式会社は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

第12節 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。

このため、町は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1 ボランティアの受入れ

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の主な内容は、次のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	外国語通訳
入浴サービスの提供	手話通訳
避難所の清掃	介護（介護福祉士等）
ゴミの収集・廃棄	アマチュア無線
高齢者、障害者等の介助	各種カウンセリング
防犯	
ガレキの撤去	
住居の補修	
愛玩動物の保護	

2 受入窓口の開設

町、県（NPO・多文化共生推進課）及びボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

3 ボランティアニーズの把握

町、県（NPO・多文化共生推進課）及びボランティア関係団体は、各避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

町、県（NPO・多文化共生推進課）及びボランティア関係団体は、各避難所等のボランティアニーズに基づき、相互に連絡・調整の上、ボランティアの受入れを行うものとする。

5 ボランティア活動の支援

町は、次によりボランティア活動を支援するもの

- (1) ボランティアが円滑に受入れられるよう、広報等によりボランティア活動の

内容を被災者、町職員等に周知する。

- (2) 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによるボランティア活動の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が不足することが予想されるので町、県（NPO・多文化共生推進課）及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等がボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

第2 救援物資・義援金の受入れ

1 救援物資の受入れ

- (1) 需要の把握

町は、各避難所等について、受入れを希望する救援物資の種類及び数量を把握するものとする。

- (2) 受入機関の決定

町及び県（健康福祉課）は、相互に調整の上、救援物資の受入機関（町と県が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定めるものとする。

- (3) 集積場所の確保

町が受入機関とされた場合、送付された救援物資を保管及び仕分けするため、町役場のほか、あらかじめ集積場所を確保する。

- (4) 受入希望物資の公表

町は、受入れを希望する物資のリスト及び送り先を報道・放送機関を通じて広く公表するものとする。また、同リストは、現地の需給状況を勘案して随時改定するよう努めるものとする。

- (5) 受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

- (6) 受入物資の配分

町が受け入れた物資については、町が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、町と県とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

- (7) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、相当の労力を要するため、ボランティアや委託業者を活用するものとする。

3 義援金の受入れ

- (1) 義援金の募集
町及び県（健康福祉課）は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。
- (2) 「募集・配分委員会」の設置
町及び県（健康福祉課）は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」（事務局：県健康福祉部健康福祉課）を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
板倉町	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

- (4) 募集の広報
義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。
- (4) 義援金の配分
ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。
イ 義援金の被災者への支給は、町が行うものとする。

第13節 災害時要援護者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる「災害時要援護者」が被害を受ける可能性が高まってきている。また、これらの災害時要援護者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられる恐れがある。

このため、町は、県、防災関係機関及び災害時要援護者施設の管理者と連携して災害時要援護者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

第1 災害時要援護者対策

1 災害に対する警戒

- (1) 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときには、河川管理者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。
- (2) 町長は、今後の気象予測及び河川水位情報から総合的に判断して、避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う。
- (3) 町は、避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示が、確実に災害

時要援護者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。

- (4) 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している災害時要援護者施設の管理者に対し、防災気象情報や避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を直接伝達するものとする。

2 避難

町は、避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示を発令する場合には、次の事項を留意の上、災害時要援護者支援プラン（個別計画）等に基づき災害時要援護者を安全な場所へ避難させるものとする。

- (1) 災害時要援護者の避難において、遅れや途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- (2) 災害時要援護者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。
- (3) 避難所における災害時要援護者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる災害時要援護者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、災害時要援護者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、災害時要援護者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（災害時要援護者施設所管の各課）に応援を要請する。
- (4) 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な災害時要援護者については、災害時要援護者施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（災害時要援護者施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

第2 災害時要援護者施設の管理者との連携

1 災害時要援護者施設

- (1) 災害時要援護者施設とは、次に掲げる施設をいう。

ア 児童福祉施設【児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第7条に基づく施設】

助産施設、乳児室、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

（県の所管部署：子育て支援課、障害政策課）

- イ 介護保険等施設【老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく施設】
老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設
（県の所管部署：介護高齢課）
- ウ 障害福祉サービス事業所【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第5条第1項に基づく事業所（附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む）】
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助
（県の所管部署：障害政策課）
- エ 障害者支援施設【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第5条第12項に基づく施設】
施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設
（県の所管部署：障害政策課）
- オ 障害者関係施設【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第5条第21項、第22項に基づく施設】
地域活動支援センター、福祉ホーム
（県の所管部署：障害政策課）
- カ 身体障害者社会参加支援施設【身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条第1号に基づく施設】
身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
（県の所管部署：障害政策課）
- キ 医療提供施設【医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の2第2号に基づく施設】
病院、診療所
（県の所管部署：医務課）
- ク 幼稚園【学校教育法（平成22年3月31日法律第26号）第22条に基づく幼稚園】
（県の所管部署：学事法制課、義務教育課、スポーツ健康課）
- ケ その他

①【生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第38条第2、3、4、号に基づく施設】

救護施設、更正施設、医療保護施設

（県の所管部署：健康福祉課）

②【学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第72条に基づく施設】

特別支援学校

（県の所管部署：学事法制課、特別支援教育室、スポーツ健康課）

③【その他実質的に災害時要援護者に関する施設】

2 避難

災害時要援護者施設の管理者は、施設が被災し、町長から避難準備（要援護者避難）情報、避難の勧告又は指示があったとき、若しく二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させるものとする。

- (1) 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- (2) 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- (3) 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

3 他施設への緊急入所等

- (1) 災害時要援護者施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。
- (2) 災害時要援護者施設の管理者は、(1)の緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（災害時要援護者施設所管の各課）又は町に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。
- (3) 県（災害時要援護者施設所管の各課）及び町は、(2)の要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

第14節 危険物等施設の災害応急対策

第1 危険物の種類

ここでいう危険物の種類は、次のとおりである。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項で規定する「危険物」
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項で規定する「火薬

類」

- (3) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条で規定する「高圧ガス」
- (4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第8項で規定する、いわゆる「都市ガス」
- (5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第203号）第2条で規定する「毒物」及び「劇物」
- (6) 労働安全衛生法施行令別表第1に規定する「危険物」
- (7) 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条で規定する「核燃料物質」及び核燃料物質によって汚染された物
- (8) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定する「放射性同位元素」
- (9) 前各号に掲げた物質に類似する引火性、発火性、爆発性又は毒性を有する物質

第2 町・消防機関における災害情報の収集・連絡

- (1) 町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに館林行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理室）に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。
- (2) 消防本部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理室に連絡するものとする。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡するものとする。

なお、当該事故が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防庁長官通知）に基づき、県危機管理室に報告するとともに消防庁に対して直接報告するものとする。

- 1 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又は与えるおそれがあるもの、その他大規模なもの
(例示)
 - ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
 - ・負傷者が5人以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
 - ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）
 - ・周辺地域の住民が避難行動を起こしたもの
 - ・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - ・河川への危険物等流出事故
 - ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
 - ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの
- 2 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4 可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

消防庁「応急対策室」（平日 9:30～18:15）	電話 03-5253-7527、F A X 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49013、F A X 048-500-90-49033
「宿直室」（上記時間以外）	電話 03-5253-7777、F A X 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49101～49102、F A X 048-500-90-49036

(3) 県又は消防庁への連絡・報告は、別記様式「特定事故即報」による。

別記様式

(特定事故即報)

- 事故名 { 1 危険物等による事故
2 原子力災害
3 その他特定の事故

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6RI 7その他()		物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	負傷者等		人(人)	
	重 症		人(人)	
	中等症		人(人)	
	軽 症		人(人)	
消防防災活動状況 及び救急・救助活動状況	出場機関		出場人数	出場資機材
	事業所	自衛防災組織		人
		共同防災組織		人
		その他		人
	消防本部(署)		台	
			人	
	消防団		台	
		人		
警戒区域の設定		月 日 時 分		
使用停止命令		月 日 時 分		
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1については、原則として、覚知後30分以内で限りなく早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

第15節 その他の災害応急対策

第1 農業関係災害応急対策

災害による農業関係被害の応急対策は、次により実施するものとする。

1 実施主体

被災農家等に対する応急対策は、県の指導を得て、関係団体の協力のもとに町が実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 改植用苗の確保

ア 水害等により水稲の改植の必要が生じたときは、町内で可能な限り余剰苗の確保の徹底を図るものとする。苗の確保が困難な場合は、県に供給のあっせんを要請する。

なお、苗の使用にあたっては、必ず病虫害の防除を行うよう指導する。

イ 野菜などの改植を必要とする場合は、町内で改植用苗のあっせんを要請する。

(2) 病虫害防除対策

ア 防除の指示及び実施

町は、災害による病虫害の防除対策を実施するにあたり、県の指示に基づき防除班を編成して防除の実施を図る。

イ 防除の指導要請

町は、必要があると認めるときは、県に県防除指導班の派遣を要請し、適切な防除を指導する。

ウ 農薬の確保

町は、緊急に農薬の確保が必要な場合、県に農薬の緊急供給のあっせんを依頼する。

エ 防除機具の確保

町は、緊急防除を促進する必要がある、町内で防除機具の確保が困難な場合は、県に必要な防除機具の調達を要請する。

なお、町は、町内の防除機具の状況を把握し、緊急防除の実施に際し効率的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。

(3) 転換作物の導入指導

町は、邑楽館林農業協同組合等関係団体の協力を得て必要に応じ転換作物の導入を指導する。

(4) 家畜対策

ア 家畜の避難

町及び県（畜産課）は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかけるものとする。

イ 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、県（畜産課）、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力し、次の措置を講ずるものとする。

- a 動物薬品、機材は、農業協同組合等を通じて必要な薬品等の確保に努めるものとする。
- b 防疫班及び消毒班の派遣を要請し、防疫対策に努める。
- c 獣医師を派遣又はあっせんする。
- d 病畜を発見したときは、飼養者に対し隔離等を指導する。
- e 死亡家畜については、飼養者に対し、死亡獣畜取扱場等で焼却又は埋却するよう指導する。

ウ 環境汚染の防止

町及び県（畜産課）は、降雨等の影響により家畜の飼育施設からし尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対し、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導するものとする。

第2 学校の災害応急対策

災害により通常の教育を行うことができない場合に、文教施設の応急復旧、応急教育の実施、学用品等の支給等により児童・生徒の教育の確保を図る。

1 実施主体

町立の学校における災害応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。ただし、学用品等の給与については、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として町長が、町教育委員会及び各学校長の協力を受けて実施するものとする。

2 文教施設等の応急復旧対策

(1) 被害状況の把握

町は、学校長などの管理者から次の事項について情報を収集する。

- ア 学校施設の被害状況（避難所開設可能状況を含む。）
- イ 周辺地域の被害状況
- ウ 教員その他職員の被災状況
- エ 児童、生徒の被災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

(2) 応急復旧対策

文教施設、社会教育施設の中には、町の避難所に指定されているものもあるため、教育委員会は、収集した被害情報に基づき、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧、応急修理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

3 応急教育の実施

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、おおむね次の方法により教育活動が災害によって中断することのないよう、災害の程度に応じ、次のような方法により、応急教育の実施に努めるものとする。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき。	①特別教室、体育館等の利用 ②二部授業の実施
学校の全部が被災したとき。	①公民館、公共施設等の利用 ②応急仮校舎の建築
特定の地区全体が被災したとき。	①災害を受けなかった地区の学校、公民館、公共施設等の利用 ②応急仮校舎の建築
町内の大部分が被災したとき。	隣接市町村の学校、公民館、公共施設等

4 応急教育の方法

応急教育の実施にあたっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族の被災の程度、交通機関、道路の復旧状況等を勘案し、次の措置をとる。

- (1) 被害程度により授業が不可能と認められるときは休校する。ただし、正規の授業は困難であってもでき得る限り二部授業、分散授業等の方法により応急授業の実施に努めるものとする。
- (2) 授業が長期にわたり不可能のときは、学校と保護者との連絡方法、組織（通学班、子供会等）、家庭学習等の整備工夫をする。
- (3) 応急授業にあたっては、被災児童の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

5 学用品等の支給

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

6 教育実施者の確保

- (1) 災害により教育職員に欠員を生じ、学校内の操作をしてもなお学級担任を欠き、又は教科指導等が困難な場合は、県教育委員会に要請して、教育職員を補充する。
- (2) 補充にあたっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条による臨時的任用とする。

7 災害時の応急措置

- (1) 児童・生徒への対応

校長等は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、次の措置をとる。

ア 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

イ 授業開始後の措置

- a 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童生徒を安全な場所に移動させる。
- b 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- c 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

ウ 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

エ その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

(2) 避難措置

ア 実施責任者は、校長とする。

イ 避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、教職員等を必ず付けて誘導する。

ウ 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、又は町災害対策本部に通報するなどして保護者に通報する。

エ 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

オ その他児童・生徒の避難計画は、本章第1節第2「避難誘導」及び第7節第1「避難所の開設・運営」に準じて実施するものとする。

(3) 健康管理

ア 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

イ 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

ウ 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所を消毒を早急に実施する。

(4) 危険防止措置

- ア 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。
 - イ 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。
- (5) 避難者の援護と授業との関係
- 学校が避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

8 災害救助法による実施基準

- (1) 災害救助法による支給
- 災害救助法が適用された場合の学用品の給与にかかる対象者、費用の限度額、期間等は、「災害救助基準」のとおりである。
- (2) 災害救助法が適用されない場合等の措置
- 災害救助法が適用されない災害又は救助法適用災害で住家の被害が前記1の(1)に達しない場合で、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品をあっせんする。

※【資料編】災害救助基準

第3 文化財施設の災害応急対策

1 気象状況の把握

文化財の管理者は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。

2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、文化財収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検するものとする。

3 観覧者の安全確保

災害危険区域における文化財の管理者は、次により観覧者の安全を確保するものとする。

- (1) 施設内に観覧者がいる時に施設が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全確保

文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、教育委員会等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 町及び県（教育委員会文化財保護課）は、(1)の応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

※【資料編】指定文化材一覧

第4 動物愛護

災害時には、動物が飼い主とともに避難所に来ることが予想される。

このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

- 1 町は、避難所等における愛玩動物の状況等の情報を、県が設置する動物救護本部に情報の提供をする。
- 2 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等にあっても放置することのないよう適切な対応に努める。

第5 労働力の確保

町職員のみでは災害応急対策の実施が困難な場合には、必要に応じて労務者を確保し迅速に応急対策を実施する。

1 実施主体

災害応急対策の実施に必要な労働者等は、必要に応じ町が確保する。災害救助法が適用された場合は、町長に救助の実施が委任されているものを除き、その実施に必要な労働者等は知事が確保する。

2 実施方法

(1) 労働者の募集

町は、公共職業安定所に求人を申し込むとする。

3 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の雇上げに係る範囲、期間は「災害救助基準」のとおりである。

第6 災害救助法の適用

町長は、当該災害が災害救助法の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに所定の手続を行うものとする。

1 実施主体

災害救助法による救助の実施は、知事が実施する。ただし、町長は、災害救助法第30条第1項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を行うこととする場合は、知事から通知された事務内容を当該期間において行うものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町の区域単位に原則として同一原因の災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 町の区域内の住家滅失世帯数が、50世帯以上に達するとき。
- (2) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本町の区域の被害世帯数が25世帯以上に達するとき。
- (3) 県全体の区域内の被害世帯数が9,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の保護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被害の認定基準

被害の認定基準は、次のとおりである。

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

住家・・・現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非住家・・・住家以外の建築物をいうものとする。

なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(2) 住家滅失世帯の算定基準

- ア 住家が全壊、全焼、流失等した世帯は、1世帯とする。
- イ 住家が半壊、半焼等、著しく損傷した世帯については、2分の1世帯とする。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、3分の1世帯とする。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（避難所及び応急仮設住宅）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、厚生労働省が定める「災害救助基準」によるものとする。

※【資料編】災害救助基準